
6 地域雇用開発助成金

(1) 地域雇用開発奨励金

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）第112条の規定に基づく地域雇用開発助成金の支給については、この要領の定めるところによる。

- 0100 趣旨
 - 0101 地域雇用開発助成金の趣旨
 - 0102 適用単位
- 0200 地域区分
 - 0201 同意雇用開発促進地域
 - 0202 過疎等雇用改善地域
- 0300 支給要件
 - 0301 支給対象事業主
 - 0302 設置・整備費用
 - 0303 除外費用
 - 0304 対象労働者
 - 0305 除外労働者
 - 0306 継続支給要件
 - 0307 併給調整
- 0400 支給額
 - 0401 支給額
 - 0402 創業
 - 0403 個人事業の開始の日
- 0500 計画書の提出
 - 0501 計画書の提出
 - 0502 計画書の変更・取下げ
 - 0503 計画書の受理
 - 0504 創業計画申請の認定
- 0600 計画書の確認方法
 - 0601 雇用保険の適用の確認
 - 0602 設置・整備の内容の確認
 - 0603 国の補助金等の受給の有無の確認
 - 0604 雇用調整助成金に係る計画の提出の有無の確認
 - 0605 地域雇用開発助成金の受給状況の確認
 - 0606 必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認
 - 0607 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認
- 0700 支給申請（第1回）
 - 0701 完了届（第1回支給申請書）の提出
 - 0702 添付書類等
 - 0703 完了届（第1回支給申請書）の受理
- 0800 支給要件の確認（第1回）
 - 0801 設置・整備費用の確認
 - 0802 対象労働者の確認
 - 0803 除外労働者の確認
 - 0804 被保険者が増加していることの確認
 - 0805 解雇等の有無の確認
 - 0806 特定受給資格者数の確認
 - 0807 高年齢者雇用確保措置の勧告を受けていないことの確認
 - 0808 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認
 - 0809 第1共通要領上の支給要件等の確認
- 0900 支給決定（第1回）
 - 0901 支給決定に係る事務処理
- 1000 支給申請（第2回及び第3回）
 - 1001 第2回及び第3回支給申請書の提出
 - 1002 添付書類等
 - 1003 第2回及び第3回支給申請書の受理
- 1100 支給要件の確認（第2回及び第3回）
 - 1101 解雇等の有無の確認
 - 1102 特定受給資格者数の確認
 - 1103 対象労働者（補充者含む）の確認
 - 1104 高年齢者雇用確保措置の勧告を受けていないことの確認
 - 1105 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認
 - 1106 第1共通要領上の支給要件等の確認
 - 1107 被保険者数の維持
 - 1108 対象労働者数の維持
 - 1109 対象労働者の定着

1200 支給決定（第2回及び第3回）

1201 支給決定に係る事務処理

1300 雇用調整を行う場合の手続

1301 雇用調整を行う場合の手続

1400 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域
指定事業主に対する特例

1401 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地
域指定事業主に対する特例

1500 大規模雇用開発計画に係る特別措置

1501 大規模雇用開発計画に係る特別措置

1600 支給要件（大規模助成金）

1601 支給対象事業主

1602 設置・整備費用

1603 除外費用

1604 対象労働者

1605 除外対象労働者

1606 継続支給要件

1607 併給調整

1608 支給額

1700 大規模雇用開発計画

1701 大規模雇用開発計画の作成及び申請

1702 大規模雇用開発計画の内容

1703 大規模雇用開発計画策定協議会

1704 大規模雇用開発計画の認定

1705 大規模雇用開発計画の変更等

1706 大規模雇用開発計画推進連絡会議

1707 大規模雇用開発計画に対する実施状況
の報告等

1708 大規模雇用開発計画の認定の取消し

1800 申請資格の確認及び大規模助成金（第1
回）の申請資格確認届の提出・受理手続き

1801 申請資格確認届等の提出

1802 申請資格確認届等の受理

1900 大規模助成金の申請資格の確認及び大規模
助成金（第1回）の支給決定

1901 事業所の設置に要した費用の確認

1902 事業所の設置に伴い雇い入れた労働者の
確認

1903 申請資格の確認

1904 申請資格の確認及び支給の決定の通知

2000 大規模助成金（第2回以降）の支給申請書の
提出・受理手続き

2001 支給申請書の提出

2002 支給申請書の受理

2003 大規模助成金（第2回以降）の支給決定

2100 不正受給対応

0100 趣旨

0101 趣旨

地域雇用開発助成金は、雇用情勢が厳しい地域等において、雇用開発に取り組む事業主を支援するために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して助成を行うものである。

地域雇用開発助成金は、地域雇用開発奨励金（以下「地開金」という。）、沖縄若年者雇用奨励金とする。

地開金における雇用情勢が厳しい地域等とは、0201における同意雇用開発促進地域と0202における過疎等雇用改善地域とする。

沖縄若年者雇用奨励金における雇用情勢が厳しい地域とは、沖縄県とする。

0102 適用単位

地開金の支給（中小企業事業主の判定を除く。）は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。ただし、設置・整備又は雇入れに係る施設が事業所非該当施設（公共職業安定所長の承認を受けていない施設を含む。）である場合は適用しない。

0200 地域区分

0201 同意雇用開発促進地域

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいう。

0202 過疎等雇用改善地域

人口の減少等に伴い事業所の設置又は整備が特に困難となっていることにより雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって当該地域の人口動態等を考慮した場合に雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして、雇用保険法施行規則（以下「雇用保険法施行規則」という。昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ(2)に基づき厚生労働大臣が指定する地域をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象事業主

地開金の支給の対象となる者は、次のイからチのいずれにも該当する事業主とする。

イ 同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域において、計画日（0501の計画書を労働局長に提出した日をいう。以下同じ。）から完了日（0701の完了届（第1回支給申請書）を労働局長に提出した日（計画日から起算して18か月を経過する日までに当該完了届（第1回支給申請書）を提出していない場合は、計画日から起算して18か月を経過する日。）をいう。以下同じ。）までの間に、事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供する施設又は設備の設置・整備（その費用の合計額が300万円以上のものに限る。）を行う事業主であること。

ロ イの設置・整備に伴い、0304に定める対象労働者を、3人（創業の場合は2人）以上計画日から完了日までの間に雇い入れた事業主であること。

ハ 計画日の前日における当該地開金の支給に係る事業所の被保険者（短期雇用特例被保険者

及び日雇労働被保険者を除く。以下同じ。) 数から完了日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数が3人(創業の場合は2人)以上増えている事業主であること。

ニ 第1回は計画日から完了日、第2回は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回は完了日の1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間(以下「支給要件判定期間」という。)に、地開金の支給に係る事業所で雇用する被保険者を解雇(次に掲げるものを除く。)等事業主の都合で離職(以下「解雇等」という。)させていないこと。

(イ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇

(ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

ホ 支給要件判定期間に、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者であると認められた者の数が3人を超え、かつ、その数を当該支給要件判定期間の初日における地開金の支給に係る事業所の被保険者の数で除して得た値が6%を超えていないこと。

なお、次の(イ)から(ニ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者の数は除く。

(イ) 被保険者の責めに帰すべき理由による解雇

(ロ) 被保険者の都合による退職

(ハ) 被保険者の死亡

(ニ) 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇

ヘ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの催告を受けている場合は、支給申請日までに是正していること。

ト 労働局が地開金を支給するために必要な書類の提出及び設置・整備に係る事業所(以下「設置・整備事業所」という。)に立ち入って行う実地調査に応じる事業主であること。

チ 地開金の支給に係る事業所において、地域の雇用構造の改善に資するものと認められない事業主でないこと。

0302 設置・整備費用

イ 設置・整備費用の算定対象となる施設又は設備とは、雇用拡大のために必要な事業の用に供する不動産(土地を除く。)又は動産をいう。

動産とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機及び運搬器具等をいい、商品以外のものであれば減価償却資産であるか否かを問わず、原材料や消費財以外のものは設置・整備費用の算定対象とする。

原材料や消費財であるか否かの判断は、原則として、繰り返し使用されるものか否かによる。

ロ 設置・整備費用の算定対象はイの施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要したハの費用のうち、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する費用とする。

(イ) 計画日から完了日までの間に引渡日又は賃貸借期間の初日があること(契約締結日が計画日前のものを含む。)

(ロ) 計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用であること

ハ 施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用は次の(イ)から(ハ)の費用をいう。

(イ) 1契約が20万円以上の工事費用(建築工事費及びこれに付随する土地造成費、設計・監理

費、基礎工事費、外構工事費、電気工事費、各種設備工事費、内装工事費及び工事管理費のほか建物の解体費を含む。なお、地開金を申請する事業主名義で不動産登記している部分に限る。)

(ロ) 次のa又はbのいずれかに該当する購入費用（購入に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を含める。）

a 不動産（土地を除く。）の購入であって、1契約あたりの購入費用が20万円以上のもの

b 動産の購入であって、1点あたりの購入費用として支払った金額が20万円以上のもの

(ハ) 次のa又はbのいずれかに該当するcからdにより算定した賃借費用（契約期間が1年以上であり、原則として、反復更新が見込まれるものに限る。）

a 不動産（土地を除く。）の賃借であって、1契約あたりの賃借費用（共益管理費を含む。）として支払った金額が20万円以上のもの（賃貸借契約をすることに伴い支払った敷金及び建設協力金、礼金並びに不動産仲介料は含めない。なお、賃貸借契約した不動産にかかる内装等の工事費用は算定対象に含める。）

b 動産の賃借（リース契約を含む。）であって、1点あたりの賃借費用として実際に支払った金額が20万円以上のもの（賃借に伴う取付費用・運搬費用等の諸費用を含め保守メンテナンス費用を除く。）

c 計画日から完了日の間に実際に支払った額が賃借の契約期間の1年分を超える場合は、1年分の金額を賃借費用の上限とする。

d 賃借の契約期間が1年を超えるもので、1年分の賃借費用が定められていない場合は、契約金額を契約年数で割って得た額を賃借費用とする。

ニ 前項にかかわらず、次の(イ)から(ウ)のいずれかに該当する費用は設置・整備費用の算定対象としない。

(イ) 完了日後に支払われる予定の費用

(ロ) 賃借費用のうち支払期日が到来していない費用

(ハ) 分割払いにより支払われた費用のうち手数料等（利子分は除く。）

(ニ) 小切手、手形又はクレジットカードにより支払われた費用のうち、決済を完了していない費用

0303 除外費用

イ 0302にかかわらず、次の(イ)から(ウ)のいずれかに該当する費用は、原則として、設置・整備費用の算定対象としない。

(イ) 賃貸用の施設又は設備（賃借人の居所とならないものを除く。）の新設、増設、購入又は賃借に要した費用

なお、当該施設が雇用拡大のための部分を含む場合は、a又はbのとおり取り扱う。

a 雇用の拡大のための部分の費用と賃貸用の部分の費用が明確に分離できる場合は、雇用の拡大のための部分の費用を設置・整備費用の算定対象に含める。

b 雇用の拡大のための部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの床面積に応じて按分して算定するものとする。

(ロ) 国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。）の交付又は交付決定を受けている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用のうち補助金等の交付額

- (ハ) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う場合、公の施設の増設又は賃借、若しくは公の施設に設置する設備の新設、購入又は賃借に要した費用
- (ニ) 個人自宅等と一体となっている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用
- (ホ) 雇用の拡大を伴わない施設の建て替え又は設備の交換に要した費用
- (ヘ) 雇用の拡大を伴わない施設の移転又は設備の移設に要した費用
- (ト) 従業員のための福利厚生用の施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借（ただし、従業員のための福利厚生用の施設又は設備が雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生用の施設又は設備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の1/3（過疎等雇用改善地域内の事業所にあつては1/2。以下同じ。）以下であれば、設置・整備費用の算定対象に含める。）に要した費用
- (チ) 無形固定資産（工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）、専用権（電話加入権、側線専用権等）、借地権（地上権を含む）、営業権及びソフトウェアなどの権利）の取得に要した費用
- (リ) 消費税以外の税金及び保険料等の費用（リース料に含まれるものを除く）
- (ス) 駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用（ただし、設置・整備費用に車両が認められた場合は当該車両のための駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用を除く。）
- (セ) 光熱水料及び発電用の施設・設備の設置に要した費用
- (ゾ) 不動産登記の手数料
- (ド) フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費、保証金ロ 0302にかかわらず、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合は設置・整備費用の算定対象としない。
 - (イ) 設置・整備事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が当該設置・整備事業所に立ち入って行う現地調査において、その存在が確認できない場合
 - (ロ) 計画日から完了日までの間に解約又は売却等を行ったため、完了日において要件を満たさないこととなった場合
 - (ハ) 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと管轄労働局長が判断した場合
- ハ 0302にかかわらず、(表-1)の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手との取引により支払った費用は設置・整備費用の算定対象としない。

(表-1)

| 支給対象事業主 | 支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手 |
|-------------------------------|---|
| 法人 (法人形態の事業体のすべてをいう。以下同じ。) | ① 当該法人の代表者 |
| | ② 当該法人の代表者が代表者の法人 |
| | ③ 当該法人の代表者の配偶者 |
| | ④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人 |
| | ⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族（民法第725条に定める親族をいう。以下同じ。） |
| | ⑥ 当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人 |
| | ⑦ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員（以下「取締役等」という。） |

| | |
|-------|---|
| | ⑧ 当該法人の取締役等が代表者の法人 |
| | ⑨ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係等にあった法人又は個人事業主 |
| 個人事業主 | ⑩ 当該個人事業主 |
| | ⑪ 当該個人事業主が代表者の法人 |
| | ⑫ 当該個人事業主の配偶者 |
| | ⑬ 当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 |
| | ⑭ 当該個人事業主の3親等以内の親族 |
| | ⑮ 当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人 |
| | ⑯ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係等にあった法人又は個人事業主 |

0304 対象労働者

対象労働者とは次のイ又はロのいずれかに該当する者とする。

イ 同意雇用開発促進地域においては、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当する者であること。

(イ) 雇入れ当初より、一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に定める一般被保険者をいう。以下同じ。）として無期雇用（契約更新回数に制限がなく、希望すれば全員契約更新が可能である等無期雇用と同視できる有期雇用を含む。以下同じ。）で、設置・整備事業所において助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる者

(ロ) 公共職業安定所等（公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸局監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者（「雇用安定事業の実施等について」別添4「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成20年11月28日付け職発第1128007号）参照）をいう。以下同じ。）の紹介により計画日から完了日までの間に雇い入れられた者

(ハ) 設置・整備事業所の所在する同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域に雇入れ日時点で居住する求職者（以下「地域求職者」という。）

ロ 過疎等雇用改善地域においては、次の(イ)又は(ロ)に該当する者であること。

(イ) イの(イ)及び(ロ)のいずれにも該当し、設置・整備事業所の所在する過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管内に雇入れ日時点で居住する求職者（以下「過疎等雇用改善地域求職者」という。）又は当該設置・整備事業所に就職するため当該過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管外から当該過疎等雇用改善地域の管轄公共職業安定所管内に住所を移転する求職者（以下「移転求職者」という。）

(ロ) 次のa及びbのいずれにも該当し、設置・整備事業所において行われる事業に従事させるため、当該設置・整備事業所を有する事業主の他の事業所、又は当該設置・整備事業所を有す

る事業主と親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主の事業所から配置転換等により計画日から完了日までの間に当該設置・整備事業所に転任させる一般被保険者（以下「過疎等雇用改善地域転任者」という。）

- a 助成金支給終了後も設置・整備事業所において引き続き雇用することが見込まれる者
 - b 当該転任の日まで当該企業において6か月以上継続して雇用されている者
- ハ 設置・整備事業所が同意雇用開発促進地域であり、かつ過疎等雇用改善地域に所在する場合は、0501の計画書の提出時に選択したイ又はロのどちらか一方に該当する者のみを対象労働者とすること。

0305 除外労働者

0304にかかわらず、次のイからヌのいずれかに該当する場合、対象労働者に含まない（過疎等雇用改善地域転任者を除く。）。

- イ 公共職業安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった者を雇い入れる場合
- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により当該事業主の事業所において就労したことのある者を雇い入れる場合
- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に職場適応訓練（雇用対策法第18条第5号に規定する求職者を作業環境に適応させる訓練をいう。以下同じ。）（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
- ニ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該者を雇用していた事業主と次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する等、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合
 - (イ) 雇入れ日において、発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること。（当該会社が関係会社を有する場合は、当該関係会社を含む。）
 - (ロ) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
- ホ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合
- ヘ 0301ニの支給要件判定期間に0304の対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）
- ト 法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族を雇い入れる場合
- チ 対象労働者の数の1/3を超えて雇い入れられる新規学校卒業者（「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」（平成13年4月2日付け職発第196号別添1）参照）をいう。以下同じ。）である場合
- リ 0304(イ)の公の施設の管理を行うために雇い入れられる者である場合
- ヌ 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと管轄労働局長が判断した場合

0306 継続支給要件

第2回及び第3回の支給申請に係る支給要件（以下「継続支給要件」という。）は、次のイからハのとおりとする。なお、第2回に継続支給要件を欠いた場合は、第3回についても地開金を支給しない。

イ 被保険者数の維持

完了日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数を、第2回又は第3回の支給基準日（第2回は完了日の1年後の日、第3回は完了日の2年後の日をいう。以下同じ。）における当該事業所の被保険者数が下回る場合、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

ただし、ロにおける対象労働者の補充をすることにより、当該支給基準日における事業所の被保険者数の維持の要件を満たされれば支給する。

ロ 対象労働者数の維持

完了日における対象労働者数を、第2回又は第3回の支給基準日における対象労働者数が下回る場合、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

ただし、完了日から第2回又は第3回支給基準日までの間に、対象労働者が地開金の支給に係る事業所を就業しなくなったとき（解雇等（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）によるものを除く。）した場合、(イ)の方法により、当該就業しなくなった者（以下「被補充者」という。）に相当する対象労働者（以下「補充者」という。）を雇い入れていれば支給する。

(イ) 補充者の雇入れの方法

- a 被補充者の就業しなくなった日から起算して4か月を経過する日までの間に補充者を雇い入れること。
- b 被補充者が就業しなくなることが予定されている場合は、被補充者の就業しなくなった日から起算して1か月前の日以降であれば補充者の雇入れを行うことができる。
- c 既に対象労働者の要件を満たしていた者を補充者として扱えないこと。
- d 過疎等雇用改善地域転任者を補充者とする場合は、a又はbに定める期間に当該事業所に転任させること。

(ロ) 補充者

（表-2）の被補充者の欄に掲げる者に応じて、それぞれ補充者の欄に掲げる者とする。

（表-2）

| 被補充者 | 補充者 |
|--------------|---------------------------|
| 地域求職者 | ・ 地域求職者 |
| 過疎等雇用改善地域求職者 | ・ 過疎等雇用改善地域求職者 ・ 移転求職者 |
| 移転求職者 | ・ 過疎等雇用改善地域求職者 ・ 移転求職者 |
| 過疎等雇用改善地域転任者 | ・ 過疎等雇用改善地域求職者 ・ 移転求職者 |

※ 計画日時点における同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域で判定をする。

ハ 対象労働者の定着

完了日時点の対象労働者及び補充者のうち、第2回又は第3回の支給基準日において就業しなくなった者の人数が、完了日時点の対象労働者の数の1/2を超え、かつ、4人以上となった場合は、補充者の雇入れにより対象労働者数を維持していたとしても、当該支給基準日に係る地開金を支給しない。

0307 併給調整

第1 共通要領0304併給調整によるほか、地開金の支給を受けることができる事業主が、次の各号に掲げられている助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、地開金を支給しないものとする。

- イ 地域求職者雇用奨励金
- ロ 地域再生中小企業創業助成金
- ハ 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）
- ニ 障害者試行雇用奨励金
- ホ 受給資格者創業支援助成金

0400 支給額

0401 支給額

イ 地開金は、0301の支給対象事業主のうち、事業所の設置・整備（0302の設置・整備費用が300万円以上）に伴い雇い入れた0304の対象労働者の人数が3人（創業の場合にあっては、2人）以上であるものに対して、事業所の設置・整備費用及び対象労働者の数に応じて、（表-3）に定める額を1年ごとに3回支給するものとする。

ロ 創業の場合は、第1回目の支給時に1回あたりの支給額の1/2を上乗せして支給する。

ハ 計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数が、計画日から完了日までの間に雇い入れられた対象労働者の要件を満たす者の数よりも少ない場合は、計画日の前日と比較した完了日時点の被保険者の増加人数を対象労働者の数とする。

（表-3）

| 設置・整備 費用 | 対象労働者の数 | | | |
|------------------------|---------|-------|--------|-------|
| | 3(2)~4人 | 5~9人 | 10~19人 | 20人以上 |
| 300万円以上 1,000万円未満 | 50万円 | 80万円 | 150万円 | 300万円 |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 60万円 | 100万円 | 200万円 | 400万円 |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 90万円 | 150万円 | 300万円 | 600万円 |
| 5,000万円以上 | 120万円 | 200万円 | 400万円 | 800万円 |

※（ ）内は創業の場合のみ適用

0402 創業

次のイからチのいずれにも該当する事業主は、0401における創業として取り扱う。

イ 新たに法人の設立又は個人事業を開業し、雇用保険適用事業所設置年月日が完了日以前となっている事業主であること。

ロ 完了日時点において第1共通要領0202に定める中小企業事業主であること。

ハ 法人の設立日又は個人事業の開業をした日（以下「創業基準日」という。）の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までの間に0501の計画書を提出する事業主であること。

ニ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと。

ホ 当該法人の代表者又は個人事業主が、創業基準日から過去3年以内に法人の代表者又は個人事業主であった者でないこと。

ヘ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が他の事業主の取締役会そ

その他これに準ずる機関の構成員でないこと、又は取締役会その他これに準ずる機関の構成員であった者でないこと。

ト 次のいずれかに該当し営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人又は開業された個人事業であると判断されないこと。

(イ) 屋号が同一である

(ロ) 取引先（顧客を含む。）が引き継がれていること

(ハ) 商品・メニュー等が同一であること

(ニ) 労働者が引き継がれていること

チ 創業基準日から、当該法人の代表者又は個人事業主が専ら当該法人等の業務に従事するものであること。

0403 個人事業の開始の日

個人事業の開業の場合においては、創業基準日は、開業のあった日又は雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早い方であり、創業基準日から1か月以内に税務署に開業届を届け出ているものに限る。

0500 計画書の提出

0501 計画書の提出

イ 地開金の支給を受けようとする事業主は、同意雇用開発促進地域の同意期間又は過疎等雇用改善地域の指定期間内にあらかじめ管轄労働局長に対して、「地域雇用開発奨励金計画書」（以下「計画書」という。地様式第1号）を提出しなければならない。

事業主は計画書を提出する場合、同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域のどちらかを対象地域として選択しなければならない。

ロ 事業主が新たに企業を設立して、事業所の設置・整備及び雇入れを行おうとする場合には、当該企業設立前に発起人その他事業主に相当する者が計画書を提出することができるものとする。ただし、雇用保険適用事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

ハ 計画書を提出する事業主は、次の(イ)から(ホ)の計画書の受理・不受理に係る審査に必要な書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

(イ) 地域雇用開発奨励金事業所状況等申立書（以下「事業所状況等申立書」という。地様式第13号）

(ロ) 事業所の事業概要がわかるもの（パンフレット、組織図等）（新規法人設立又は新規事業所設置の場合を除く。）

(ハ) （創業による追加助成を申請する事業主の場合）創業の確認のための書類等

ア 地域雇用開発奨励金創業計画認定申請書（以下「創業計画認定申請書」という。地様式第3号）

イ 申請事業主の職歴書（創業）（以下「職歴書」という。地様式第3号別紙1）

(ニ) （国の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所の場合）当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）（写）

(ホ)(イ)から(ニ)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

ニ 創業による追加助成を申請する事業主は、創業基準日の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までの間に、計画書を提出する際に創業の確認のための書類等をあわせて提出しなければならない。

0502 計画書の変更・取下げ

イ 計画書の内容を次の(イ)から(ニ)のいずれかに該当する変更をする場合は、「地域雇用開発奨励金計画書変更届」（以下「変更届」という。地様式第5号）を完了予定日の前日までに管轄労働局長に提出しなければならない。

(イ) 法人の合併があった場合

(ロ) 法人形態、法人名又は事業所名を変更した場合（新規法人設立又は新規事業所設置の場合を除く。）

(ハ) 完了予定日を計画日から18か月を経過した日以降に変更する場合

ただし、計画日についても、当該変更届の完了予定日の18か月前の日の翌日から当該変更届の提出日までの間の任意の日（変更前の計画日以後の日に限る。）を事業主が選択し、変更しなければならない。

(ニ) (イ)から(ハ)以外で管轄労働局長が変更届を提出する必要があると認めた場合（不正受給防止

の観点から原則として、事業主都合による変更は認めないこと)

ロ 計画書の内容を次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する変更をする場合は、既に提出済みの計画書を取下げ、新たに計画書を管轄労働局長に提出しなければならない(新たな計画書を提出した日に計画日も変更がなされる。)

(イ) 0501にて選択した地域を変更する場合

(ロ) 法人の分割があった場合

(ハ) 事業所の分割又は統合があった場合

(ニ) 完了予定日を再度変更する場合

(ホ) 創業の追加助成を申請する事業主が創業計画認定申請書にて申告した法人設立又は個人事業開業(予定)年月日が計画日から起算して2か月を超えて変更する場合

(ヘ) (イ)から(ホ)以外で管轄労働局長が計画書の再提出をする必要があると認めた場合

ハ 管轄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を受理し、地域雇用開発奨励金変更届受理通知書(地様式第6号)により事業主に通知する。

ニ 計画書は、完了予定日の前日まで取り下げることができる。

計画書の取下げは、地域雇用開発奨励金計画書取下げ届(地様式第7号)により行う。

管轄労働局長は、取り下げる理由について確認を行った後、計画書の取下げを受理した旨を地域雇用開発奨励金計画書取下げ届受理通知書(地様式第8号)により事業主に通知する。

0503 計画書の受理

イ 管轄労働局長は、計画書の提出時点で完了日において支給対象事業主の要件を満たさないことが明らかである事業主でないことを0601-0607までに掲げる事項で確認を行う。

ロ 当該事項について支給対象事業主の要件に該当すると判断した場合は、地域雇用開発奨励金計画書受理通知・不受理通知書(以下「計画書受理・不受理通知書」という。地様式第2号)により計画を受理した旨を事業主に通知する。

ハ 当該事項について支給対象事業主の要件に該当しないと判断した場合は、計画を受理できない旨をその理由とともに計画書受理・不受理通知書により事業主に通知する。ニ 計画書の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1ヶ月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1 共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画書に係る助成金は支給しない。

0504 創業計画申請の認定

イ 管轄労働局長は、計画書の提出時点で完了日において0402の創業の要件を満たさない事業主でないことを創業計画認定申請書等により確認を行う。

ロ 創業の要件に該当すると判断した場合は、地域雇用開発奨励金創業計画認定・不認定通知書(以下「創業計画認定・不認定通知書」という。地様式第4号)により計画を認定した旨を計画書受理・不受理通知書とあわせて事業主に通知する。

ハ 当該事項について支給対象事業主の要件に該当しないと判断した場合は、創業計画を認定できない旨をその理由とともに創業計画認定・不認定通知書により計画書受理・不受理通知

書とあわせて事業主に通知する。

0600 計画書の確認方法

0601 雇用保険の適用の確認

イ 設立中の会社又は新設の事業所の取扱い

設立中の会社又は新設の事業所に係る計画書を受理する場合は、雇用保険に係る保険関係が成立すると同時に雇用保険適用事業所設置届を提出するよう事業主に指導すること。

ただし、当該事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

ロ 暫定任意適用事業の取扱い

暫定任意適用事業の事業主から計画書の提出があった場合は、暫定任意適用事業の事業主に任意加入の認可があった後又は暫定任意適用事業が適用事業になった後に雇い入れた者のみが助成金の対象となることを事業主に指導すること。

ハ 雇用保険の適用事業所となっていない事業所の取扱い

イ又はロ以外の事業所であって、雇用保険の適用事業所となっていない事業所に係る計画書は受理しない。

ただし、計画書の提出とともに当該事業所が適用事業所となるように手続をとったものは受理することとするので、その旨を事業主に説明し、雇用保険適用部門と連携を図ること。

0602 設置・整備の内容の確認

当該設置・整備費用が300万円未満のものは計画書を受理しないこと。また、当該設置・整備に係る事業の内容が、同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合は計画書を受理しないこと。

0603 国の補助金等の受給の有無の確認

事業所状況申立書により、補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所であるかどうかについて確認をする。補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所については、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）（写）を提出させ、当該補助金等の補助対象となっている施設又は設備及び補助金等の交付額を確認すること。当該施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用から補助金等の交付額を除いた費用を地開金の算定対象として認めるものとする。

0604 雇用調整助成金に係る計画書の提出の有無の確認

事業所状況申立書により、事業主が当該設置・整備事業所について、既に雇用調整助成金に係る計画を提出しているかどうかについて確認をする。雇用調整助成金に係る計画を提出している場合は、当該計画に係る休業等が終了し、又は支給対象期間が経過しているかを確認し、当該休業等が終了し又は支給対象期間が経過していないことが判明した場合は、地開金に係る計画書は受理しないこと。

雇用調整助成金に係る計画を取り下げれば、その後は地開金に係る計画書を受理することができること。

0605 地域雇用開発助成金の受給状況の確認

事業所状況申立書により、事業主が当該設置・整備事業所について、既に地域雇用開発助成金

の支給を受けるための計画書を提出しているか、又は地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進奨励金を除く。）の支給を受けている最中である場合は、新たな計画書は受理しないこと。

0606 必要な書類の提出及び実地調査に応じることの確認

労働局が地開金を支給するために必要な書類の提出及び設置・整備事業所に立ち入って行う実地調査に応じる事業主であることを、事業所状況申立書により確認する。事業主が必要な書類の提出及び実地調査に応じないという場合は、計画書を受理しないこと。

0607 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認事業所状況等申立書等により確認し、雇入れに係る労働条件等が当該地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合は計画書を受理しないこと。

0700 支給申請（第1回）

0701 完了届（第1回支給申請書）の提出

イ 地開金の支給を受けようとする事業主は、「地域雇用開発奨励金完了届（第1回支給申請書）」（以下「完了届（第1回支給申請書）」という。地様式第9号）を計画日から起算して18か月を経過する日までに管轄労働局長に提出しなければならない。この場合、完了届（第1回支給申請書）の提出日を完了日とする。

ロ 計画日から起算して18か月を経過する日までに完了届（第1回支給申請書）の提出がない場合は、当該18か月を経過する日から起算して2か月を経過する日までに完了届（第1回支給申請書）を提出しなければならない。ただし、完了日は当該18か月を経過する日とする。なお、この期間に完了届（第1回支給申請書）の提出がない場合は、当該計画書は失効する。

0702 添付書類等

完了届（第1回支給申請書）を提出する事業主は、次のイからトの支給・不支給の決定に係る審査に必要な書類等を管轄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

イ 計画書受理・不受理通知書

ロ 事業所状況等申立書

ハ 対象労働者の確認のための書類等

(イ) 地域雇用開発奨励金対象労働者申告書（以下「対象労働者申告書」という。地様式第14号）

(ロ) 対象労働者の氏名及び雇入れ時点の住所（移転求職者の場合は就職前後の住所）が確認できるもの（以下「住民票（写）等」という。以下同じ。）（過疎等雇用改善転任者を除く。）

(ハ) 地域雇用開発奨励金対象労働者雇用状況等申立書（以下「雇用状況等申立書」という。地様式第16号）

(ニ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）

(ホ) 対象労働者の支給判定期間に属する月の賃金台帳等（写）

(ヘ) 対象労働者の支給判定期間に属する月の出勤簿等（写）

(ト)（有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料

・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書

ニ 設置・整備費用の確認のための書類等

(イ) 地域雇用開発奨励金設置・整備費用申告書（以下「設置・整備費用申告書」という。地様式第17号）

(ロ) 取引先の作成した地域雇用開発奨励金設置・整備費用証明書（不動産・動産等）。（地様式第18号の1・2）

(ハ) 見積書（写）、請求書（写）及び領収書（写）

(ニ) 金融機関の振込依頼書（写）、金融機関の振込明細書（写）、総勘定元帳（該当部分の写）及び預金通帳（該当部分の写）又は現金出納簿（該当部分の写）

(ホ) （不動産の工事又は購入をした場合）請負契約書（写）、登記事項証明書（写）、図面及び引渡書（写）又は納品書（写）

当該不動産に0303除外費用イ(イ)に定める賃貸用の施設又はイ(ト)に定める福利厚生施設を含む場合、雇用拡大のための部分を明記したものに限る。

(ヘ) （動産の購入をした場合）売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（写）、引渡書（写）又は納品書（写）及びカタログ

(ト) （不動産の賃借をした場合）賃貸借契約書（写）

(チ) （動産の賃借（リースを含む。）をした場合）賃貸借（リースを含む。）契約書（写）及びカタログ

ホ （創業による追加助成を申請する事業主の場合）創業の確認のための書類等

(イ) （法人設立の場合）登記簿謄本（登記事項証明書）（写）及び定款等法人の設立に必要な書類（写）

(ロ) （個人事業の開業の場合）開業届（写）（税務署受付印が開業日の1か月以内であるものに限る。）

(ハ) 創業計画認定通知書

(ニ) 地域雇用開発奨励金創業追加助成申請事業主申立書（地様式第19号）

(ホ) 職歴書（法人設立の場合は代表者のもの。）

ヘ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）

ト イからヘ以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

0703 完了届（第1回支給申請書）の受理

管轄労働局長は、0701により完了届（第1回支給申請書）及び添付書類等が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類等の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。完了届（第1回支給申請書）及び添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第1共通要領0402 ホを準じて取り扱うことができる。ただし、当該期限は完了日から2か月を経過した日以降に設定しなければならない。（不正受給防止の観点から、事業主都合による完了届（第1回支給申請書）及び添付書類の変更・差し替えは原則認めないこと）

0800 支給要件の確認（第1回）

0801 設置・整備費用の確認

申告された設置・整備費用については、必要に応じ、総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳

等の帳簿類、領収書等の原本を持参させることにより確認すること。

また、申告されたものが実際に設置・整備され、当該事業所の雇用拡大のために必要な事業の用に供しているか否かについては、原則、事業所の実地調査により確認すること。

なお、0303イ（ト）のとおり、福利厚生施設又は設備の設置・整備に要した費用が総費用の1/3以下の場合、福利厚生施設も算定対象とできるが、その判定は、床面積に応じて按分した工事費用に付帯する動産を加えた費用で行うこと。

0802 対象労働者の確認

イ 地域求職者、過疎等雇用改善地域求職者及び移転求職者の確認

(イ) 雇入れ日の確認

雇用保険の被保険者資格を取得した日が、当該事業所に係る計画日から完了日までの間にあることを、対象労働者申告書に記入された労働者ごとに、雇用保険データを用いて確認すること。

(ロ) 公共職業安定所等の紹介により雇い入れられた者であることの確認

a 公共職業安定所の紹介により雇い入れられた者である場合は、職業紹介データを用いて内容を確認すること。必要に応じて紹介状（写）、公共職業安定所への照会等により確認すること。

b 地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れられた者である場合、職業紹介証明書等により確認をすること。

(ハ) 就業場所の確認

主たる就業場所が当該設置・整備事業所であるか否かは、求人票、出勤簿等又は対象労働者雇用状況等申立書により確認をすること。

(ニ) 地域求職者等の確認

地域求職者、過疎等雇用改善地域求職者に該当するか否かは、雇入れ日における住所を住民票（写）等により確認すること。

(ホ) 移転求職者の確認

移転求職者に該当するか否かは、住民票（写）等を用いて就職前後の住所を確認すること。

(ヘ) 無期雇用の確認

雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（写）により確認すること。

ロ 過疎等雇用改善地域転任者の確認

過疎等雇用改善地域転任者に該当するか否かは、対象労働者申告書、対象労働者雇用状況等申立書及び雇用保険データを用いて、当該事業所を有する企業の他の事業所に転任の日までに6か月以上継続して雇用されていること、及び当該転任の日が計画日から完了日までの間にあることを確認すること。

0803 除外労働者の確認

イ 職業紹介実施公共職業安定所等の紹介以前に雇用の内定がなかったことの確認

対象労働者雇用状況等申立書により事業主から当該雇用の内定がなかったことについて申立を行わせるとともに、職業紹介実施公共職業安定所等と連携し職業紹介データ等により確認する。

その上で、必要に応じて、事業主及び対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ロ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該事業主の事業所において就労したことがある者を雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

その上で、出勤簿等、労働者名簿、総勘定元帳等の管轄労働局長が必要と認める書類等又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと。

- ハ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に、職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

- ニ 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該雇入れ日の前日までの間のいずれかの日に当該対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係がある事業主が雇い入れる場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書、登記簿謄本（登記事項証明書）（写）若しくは定款等法人の設立に必要な書類等の管轄労働局長が必要と認める書類等、雇用保険データ又は事業主からの事情聴取により確認し、必要に応じて、対象労働者からの事情聴取等も併せて行うこと

- ホ 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合でないことの確認

安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があった場合には、必要な調査を行うこととする。支給申請書の対象労働者の署名・押印欄から判断し必要なものについて、申出内容を聴取する。申出内容の聴取に当たっては、具体的な労働条件を聴取し、これに係る客観的な証拠の提示を求める。

労働条件の不利益又は違法行為があったことの認定に当たっては、賃金額、労働時間又は休日に関して、雇入れ前に事業主より示された求人条件と雇入れ後の労働条件が著しく異なっていること、雇入れ後の労働条件が労働関係法令に違反するものであること等を確認する

労働条件が労働関係法令に違反するものであると確認された場合、当該労働者は対象労働者から除外する。

- ヘ 0301ニの支給要件判定期間に0304の対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合でないことの確認

支給申請に併せて提出又は提示される賃金台帳等（その写しを含む。）により、支給申請時点において0304の対象労働者の賃金（0301ニの支給判定期間に限る）が支払われていることを確認する。

支給申請の時点で支払期日までに支払われていない場合には、計画日から起算して20か月を経過する日まで支給要件判定を保留し、当該賃金の支払いを行うよう事業主を指導し、支払われない場合には当該労働者は対象労働者から除外する。

なお、支給申請時点で賃金支払日が到達していないものについては、確認を要さない。

ト 当該法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族を雇い入れる場合でないことの確認
対象労働者が当該法人の代表者又は個人事業主と3親等以内の親族に該当しないことについて、対象労働者雇用状況等申立書により確認する。

チ 対象労働者の数の1/3を超えて雇い入れられる新規学校卒業者（「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」（平成13年4月2日付け職発第196号別添1）参照）をいう。以下同じ。）である場合でないことの確認

対象労働者雇用状況等申立書の記載、職業紹介証明書及び雇用保険データ等により、これに該当しないことを確認する。

リ 公の施設の管理を行うために雇い入れられる者でないことの確認は、対象労働者雇用状況等申立書により行う。

0804 被保険者が増加していることの確認

完了日における当該地開金の支給に係る事業所の被保険者数が計画日の前日における当該事業所の被保険者数を上回ることを確認は、次のイ及びロに留意し、雇用保険データにより行うこと

イ 地開金の支給に係る事業所が新設の場合であって、計画日の前日において当該事業所が設置されていない場合には、計画日の前日における被保険者数は0人とする。

ロ 計画日の前日及び完了日における被保険者数の算定に当たっては、当日に「雇用保険の被保険者資格を取得した者」を含め、当日に「雇用保険の被保険者資格を喪失した者」を除く

ハ 計画日から完了日の間に雇い入れられた対象労働者数の要件を満たす者の数が、計画日の前日から完了日における被保険者数の増加人数を上回る場合は、被保険者数の増加人数を対象労働者の数とする。

0805 解雇等の有無の確認

支給要件判定期間（計画日から完了日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、被保険者を解雇等しなかったことを完了届（第1回支給申請書）及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇及び天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勸奨退職等を加えたものであって、被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因「3」と判断されるものである。

0806 特定受給資格者数の確認

支給要件判定期間（計画日から完了日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における計画日における被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であることを完了届（第1回支給申請書）及び添

付書類等並びに雇用保険データにより確認する。ただし、本取扱いは、0301ホ(イ)から(ニ)のいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者には適用しない。

この場合、雇用保険データでは、離職日が判定の対象となる期間にあり、かつ、当該期間に離職区分が1A又は3Aであるものとして受給資格決定処理がなされている者の数により算定する。

0807 高齢者雇用確保措置の勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「高齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等について疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象者の要件を満たさないものとして取り扱う。

0808 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域の雇用構造の改善に資すると認められない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

0809 第1共通要領上の支給要件等の確認

第1共通要領0501に示す不支給要件に該当しないことの確認、第1共通要領0303国等に対する不支給及び第1共通要領0304併給調整の確認を行うこと。

併せて、本要領0307併給調整の確認も行うこと。

0900 支給決定（第1回）

0901 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、第1回支給（不支給）決定を行ったときは、「地域雇用開発奨励金支給・不支給決定通知書」（以下「支給・不支給決定通知書」という。地様式第10号）に地域雇用開発奨励金対象労働者認定通知書（以下「対象労働者認定通知書」という。地様式第15号）を添付して事業主に通知すること。

1000 支給申請（第2回及び第3回）

1001 第2回及び第3回支給申請書の提出

イ 第2回及び第3回の支給基準日に係る地開金を受けようとする事業主は、支給基準日が経過するごとに、支給基準日の翌日から起算して2か月以内に「地域雇用開発奨励金第2回及び第3回支給申請書」（以下「第2回及び第3回支給申請書」という。様式第12号）を管轄労働局長に提出しなければならない。

ロ 当該支給申請を怠った者は、以後支給申請をすることができない。

1002 添付書類等

第2回及び第3回支給申請書を提出する事業主は、次のイからトの支給・不支給の決定に係る審査に必要な書類等を管轄労働局の求めに応じ提出又は提示しなければならない。

イ 前回の支給決定に係る支給・不支給決定通知書

ロ 対象労働者認定通知書

ハ 事業所状況等申立書

ニ 対象労働者（補充者を含む。）の支給判定期間に属する月の賃金台帳等（写）

- ホ 対象労働者（補充者を含む。）の支給判定期間に属する月の出勤簿等（写）
- ヘ （当該支給申請に係り対象労働者の補充を行った場合）
 - 雇入れた補充者の確認のための書類等
 - (イ) 対象労働者申告書
 - (ロ) 住民票（写）等（過疎等雇用改善転任者を除く。）
 - (ハ) 対象労働者雇用状況等申立書
 - (ニ) 雇用契約書（写）又は雇入れ通知書（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書類を含む。）（写）
 - (ホ) （有料・無料職業紹介事業者等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主の場合）有料・無料職業紹介事業者等の発行した職業紹介証明書
- ト イからヘ以外のその他管轄労働局長が必要と認めるもの

1003 第2回及び第3回支給申請書の受理

管轄労働局長は、第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等が提出されたときは、事業所の所在地、添付書類等の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。第2回及び第3回支給申請書並びに添付書類等に不備がある場合は、管轄労働局長は第1共通要領0402 ホのとおり取り扱うことができる。ただし、当該期限は支給基準日から起算して2か月を経過した日以降に設定しなければならない。（不正受給防止の観点から、事業主都合による第2回及び第3回支給申請書及び添付書類の変更・差し替えは原則認めないこと）

1100 支給要件の確認（第2回及び第3回）

1101 解雇等の有無の確認

支給要件判定期間（第2回は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回は完了日の1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、被保険者を解雇等しなかったことを第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

1102 特定受給資格者数の確認

支給要件判定期間（第2回は完了日の翌日から完了日の1年後の日、第3回は完了日の1年後の日の翌日から完了日の2年後の日までの間）に、当該地開金の支給に係る事業所において、特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理が行われたものの数を、当該事業所における支給要件判定期間の初日（第2回は完了日の翌日、第3回は完了日の1年後の日の翌日）における当該事業所の被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者となる離職理由により離職した者として受給資格決定処理がなされたものの発生数が3人以下である場合を除く。）事業主以外の事業主であることを第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認する。

1103 対象労働者（補充者含む）の確認

0802対象労働者の確認及び0803除外労働者の確認を行う。

1104 高年齢者雇用確保措置の勧告を受けていないことの確認

支給申請を行った事業主について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、「高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告書」が発出されていないか確認する。勧告の有無等につい

て疑義がある場合には、必要に応じて他都道府県労働局の関係部門への確認を行う。勧告があり、是正措置が講じられていない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

1105 地域の雇用構造の改善に資すると認められることの確認

同意雇用開発促進地域又は過疎等雇用改善地域における雇用構造の改善に資すると認められない場合は支給対象事業主の要件を満たさないものとして取り扱う。

1106 第1共通要領上の支給要件等の確認

第1共通要領0501に示す不支給要件に該当しないこと、第1共通要領0303国等に対する不支給及び第1共通要領0304併給調整の確認を行うこと。

併せて、本要領0307併給調整の確認も行うこと。

1107 被保険者数の維持

イ 第2回又は第3回支給基準日における地開金の支給に係る事業所の被保険者数が、完了日における当該事業所の被保険者数を維持していることを、第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。

ロ 被保険者数の算定については、0804の規定を準じて取り扱う。

ハ 対象労働者が第2回又は第3回支給基準日において補充されることによって、被保険者数の維持がはかられる場合は、補充者が第2回又は第3回支給基準日に補充されたものとみなし、第2回又は第3回支給基準日時点で判断すること。

1108 対象労働者数の維持

完了日における地開金の支給に係る事業所の対象労働者数を、第2回又は第3回支給基準日において維持していることを、第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。この場合、補充者について0802及び0803と同様の確認を行うとともに、被補充者の就業しなくなった日の翌日から起算して1か月前の日から、被補充者の就業しなくなった日から起算して4か月を経過する日までの間に補充者の雇入れ日があることを確認し、要件を満たさない者は補充者とはしない。

なお、第2回及び第3回支給申請書提出日までに補充者を雇い入れていない場合は、支給決定を保留し、補充者の雇入れを確認した後、支給決定を行う。

対象労働者が出向、配置転換又は研修等により一時的に就業をしていない場合、就業していない期間が4か月以内であり、第2回又は第3回支給基準日において当該事業所に就業していれば対象労働者として取り扱うこと。

1109 対象労働者の定着

完了日時点の対象労働者及び補充者のうち、第2回又は第3回の支給基準日において就業しなくなった者の人数が、完了日時点の対象労働者数の $1/2$ を超え、かつ、4人以上となっていないことを、第2回及び第3回支給申請書及び添付書類等並びに雇用保険データにより確認すること。

1200 支給決定（第2回及び第3回）

1201 支給決定に係る事務処理

管轄労働局長は、支給又は不支給を決定したときは、支給・不支給決定通知書により事業主に

通知する。当該支給決定において対象労働者の補充が行われている場合は、補充者に係る対象労働者認定通知書を添付して事業主に通知すること。

1300 雇用調整を行う場合の手続

1301 雇用調整を行う場合の手続

イ 地開金は地域における雇用機会の開発を促進するため支給するものであることから、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整助成金が支給されることとなる雇用調整を行う事業主に対して、地開金を支給することは適当でないものである。そのため、雇用調整助成金の計画を提出している事業所について地開金の計画書を提出できないこととしているが、既に計画書を提出した事業所においてその後雇用調整を行おうとする場合には、次の手順により雇用調整助成金の支給を受けることができることとする。

(イ) 完了日の前日までは、計画書を撤回する。

(ロ) 完了日以後であり、かつ、地開金の支給を受け終わっていない（地開金の最終の支給申請を行っておらず、かつ、継続支給が不可能となる状態になっていない）間は、「地域雇用開発奨励金中止届」（以下「中止届」という。地様式第20号）を提出する。

ロ 管轄労働局長は、当該事業主から中止届の提出があったときは、記入された事項について確認を行った後、当該事業主から中止届を受理し、「地域雇用開発奨励金中止届受理通知書」（地様式第21号）により事業主にその旨を通知する。

ハ 中止届を受理した日以降の支給基準日に係る地開金を支給しない。

ニ 中止届提出日以後は雇用調整助成金に係る「休業等計画届」若しくは「出向計画届」を提出することができる。この場合、これに地域雇用開発中止届受理通知書を添付しなければならない。

1400 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域指定事業主に対する特例

1401 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域指定事業主に対する特例

イ 支給対象事業主

地開金の支給を受けようとする雇用保険法施行規則第140条の2第1条に規定するプロジェクト（以下「戦略産業雇用創造プロジェクト」という。）に参加する事業主（以下「指定事業主」という。）については、0301イの「同意雇用開発促進地域」を「雇用保険法施行規則第112条第2項第2号イの厚生労働大臣が当該都道府県における雇用の創造に資するために適当であると認められるプロジェクトが実施される都道府県の区域（以下「対象区域」という。）」と読み替えること。

ロ 対象労働者

指定事業主については、0304イ(イ)の「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」を「対象区域を含む該当都道府県全域」と読み替えること。

ハ 除外労働者

指定事業主については、短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、雇用保険法第三十八条第

一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。)及び0305のとおりとする。

ニ 支給額

指定事業主に対する地開金の支給額については、戦略産業雇用創造プロジェクトの実施主体となる協議会等（都道府県が中心となり設置。以下、「協議会等」という。）により指定事業主ごとに認められた人数（以下「上乗せ助成対象労働者数」という。ただし、対象労働者の数を上限とする。）に応じ、0401に定める支給額に第1回目の支給時に1人につき50万円を上乗せして支給する。

ホ 計画書の提出

指定事業主については、0501の「同意雇用開発促進地域の同意期間」は、「戦略産業雇用創造プロジェクト実施期間」に読み替えること。また、指定事業主は計画書にあわせて0502ハで定める添付資料の他、協議会等から承認を受けた戦略産業雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書（写）（以下「承認書（写）」という。地様式第23号）を提出しなければならない。

ヘ 計画書の受理

指定事業主から1401ホにより計画書等の提出があった場合は、0503イ及び0600による確認に加え、協議会等から送付される戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表（以下、「一覧表」という。地様式第24号）と承認書（写）を突合し、指定事業主で有ること及び上乗せ助成対象労働者数についての確認を行うこと。

なお、上乗せ助成を活用せず、地開金のみの支給はできないこととするため、上乗せ助成対象者数が0の計画書は受理しないこと。

ト 支給決定（第1回）

管轄労働局は、指定事業主から完了届（第1回支給申請書）の提出を受け、0800番台の地開金支給審査において適正と認められる場合は、再度、一覧表により上乗せ助成対象労働者数について確認を行った上で、第1回目の支給時に上乗せ助成対象労働者数1人あたり50万円の上乗せ助成を行うものとする。

チ 協議会への情報提供

指定事業主に対する支給決定を行ったときは、一覧表に支給決定日、上乗せ助成支給人数及び上乗せ助成支給額を記載し、協議会等に通知すること。

1500 大規模雇用開発計画に係る特別措置

1501 大規模雇用開発計画に係る特別措置

同意雇用開発促進地域における雇用機会の増大に関する計画であって、事業所の設置に伴い、相当数の労働者を雇い入れること等当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められるもの（以下「大規模雇用開発計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けた事業主に対して、地開金について、特別の措置を講ずるものとする。

1600 支給要件（大規模助成金）

1601 支給対象事業主

同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発計画に係る特別措置としての地開金（以下「大規模助成金」という。）の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する事業主とする。

イ 雇用保険の適用事業の事業主であること（国、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）。

ロ 同意雇用開発促進地域において、大規模雇用開発計画書を作成し、当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資すると認められるものとして厚生労働大臣の認定を受けた事業主（以下「計画認定事業主」という。）であること。

ハ 前号の認定を受けた大規模雇用開発計画（以下「認定計画」という。）の定めるところに従い、認定計画に定める雇用開発期間（事業所の設置及びそれに伴う雇入れを開始する日から完了する日までの期間。最大2年間。以下同じ。）内に事業所の設置（次に定める費用を含め、その費用の合計額が50億円以上のものに限る。）を行う事業主であること。

なお、大規模助成金の設置に係る費用に、施設の賃借費は含めないこととする。

(イ) 従業員の福祉の用に供する施設又は設備（労働者住宅、保健関係、給食関係、職業訓練関係の施設又は設備等従業員の福祉を増進するために必要な施設又は設備をいう。）の新設、購入又は設備の賃借に要した費用（全体の費用の3分の1未満に限る。）

(ロ) 認定計画において当該設置に係る事業所に付随する事業所として計画されている他の事業主の設置する事業所（雇用保険の事業所非該当施設を含む。）（以下「付随事業所」という。）が含まれている場合に行う付随事業所の設置（従業員の福祉の用に供するものを含む。）に要した費用（全体の費用の3分の1未満に限る。）

(ハ) 事業所の雇用拡大のために必要な事業の用（従業員の福祉の用を含む。）に供する無形固定資産（借地権及び営業権を除く。）の購入又は賃借に要した費用

ニ ハの設置・整備に伴い、雇用開発期間内に1604の対象労働者を100人以上雇入れ、かつ、雇用開発期間内の末日の時点でまで雇用維持している事業主

ホ 認定計画における当該設置に係る事業所について、地方公共団体からの助成（補助金、助成金、低利融資、税の減免措置等）を受けている事業主であること。

ヘ 0301ニからトのいずれにも該当する事業主であること。

ト 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当しない等ハの事業所の設置に伴う対象労働者の雇入れが当該同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善に特に資するものと認められる事業主であること。

(イ) 地域の労働市場の実情から判断して求人への充足が困難である、若しくは就職後の定着が危ぶまれる等、当該地域の雇用構造の改善につながる常用雇用の場の開発を促進するとは認められないこと。

(ロ) 地域の雇用の安定性を損なう等事業所の設置の内容が適切でないこと。

1602 設置・整備費用

次のイ及びロの取扱いを除き0302のとおりとする。

イ 不動産の賃借費用を設置・整備費用に算定できない。

ロ 代金支払日が認定計画に定める雇用開発期間内でなくとも、設置・整備費用に算定できる。

1603 除外費用

0303イ(イ)の取扱いを除き0303のとおりとする。

1604 対象労働者

イ 次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当する者であること。

(イ) 雇入れ当初より、一般被保険者（雇用保険法第60条の2第1項第1号に定める一般被保険者をいう。以下同じ。）として雇入れられ、設置・整備事業所において助成金支給終了後も引き続き雇用することが見込まれる者

(ロ) 公共職業安定所等（公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸局監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者（「雇用安定事業の実施等について」別添4「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書について」（平成20年11月28日付け職発第1128007号）参照）をいう。以下同じ。）の紹介により雇用開発期間中に雇入れられた者

(ハ) 次のa又はbのいずれかに該当する者

a 0304イ(ハ)の地域求職者

b 当該設置・整備事業所に就職するため当該同意雇用開発促進地域及び隣接する同意雇用開発促進地域外から当該同意雇用開発促進地域及び隣接する同意雇用開発促進地域内に住所を移転する求職者（以下「移転求職者（大規模助成金）」という。）

ロ 認定計画に付随事業所が含まれている場合において、当該付随事業所の設置に伴い、当該付随事業所において継続して雇用する労働者として雇い入れた対象労働者数も含めることができる。この場合、付随事業所における雇入れ人数は全体の雇入れ人数の3分の1未満としなければならない。

ハ 求職者には、いわゆる在籍出向（労働者が従前から勤務していた事業所（以下「出向元事業所」という。）の従業員たる地位を保有しつつ、即ち、休職という形のまま、他の事業主の事業所（以下「出向先事業所」という。）において勤務すること。）であれ、移籍出向（将来、出向元事業所に復帰することもあるということその他、人事上のつながりを持ちながら一旦出向元事業所を退職して失業することなく出向先事業所に雇用されることをいう。）であれ、当該出向により雇い入れられるものは含めない。

1605 除外労働者

短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、雇用保険法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。）及び0305のとおりとする。

1606 継続支給要件

次のイ及びロのいずれに該当しない場合、第2回及び第3回の支給申請に係る支給要件を満たす。

なお、第2回に継続支給要件を欠いた場合は、第3回についても大規模助成金を支給しない。

イ 認定計画の内容の実現が著しく困難となったこと又は1708により厚生労働大臣が認定計画の認定を取り消した場合

ロ 各支給基準日における当該事業所に被保険者として雇い入れた対象労働者の人数（ただし、雇用開発期間内に雇い入れた、又は雇用開発期間の末日の翌日以後当該支給基準日までに

雇い入れた対象労働者であって、当該支給基準日において当該事業所に雇用している者の数に限る。なお、雇入れの日以後当該支給基準日までの間に一般被保険者から高年齢継続被保険者に該当することとなった者の数を含む。)が100人(申請資格の決定時に1608ハ(イ)に該当している場合は200人)を下回る場合(認定計画上付随事業所が含まれており、当該付随事業所が被保険者として雇い入れた対象労働者の人数を申請資格決定時に含めた場合には、当該付随事業所を除いた事業所において被保険者として雇い入れた対象労働者の人数が67人(申請資格の決定時に1608ハ(イ)に該当している場合は134人)を下回る場合)ただし、ロについては、当該支給基準日に係る支給申請期間の末日までに対象労働者を被保険者として雇い入れ、人数が下回らないこととなった場合には支給する。

1607 併給調整

第1共通要領0304併給調整によるほか、大規模助成金の支給を受けることができる事業主が、次の各号に掲げられている助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、地開金を支給しないものとする。

- イ 地域求職者雇用奨励金
- ロ 地域再生中小企業創業助成金
- ハ 若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)
- ニ 障害者試行雇用奨励金

1608 支給額

イ 大規模助成金は、1601の支給対象事業主のうち、雇用開発期間内に当該事業所の設置に伴い雇い入れた1604の対象労働者の人数が100人以上(雇用開発期間の末日まで当該事業所に雇用している者であって、当該末日において対象労働者であるものの数に限る。なお、雇入れの日以後雇用開発期間の末日までの間に一般被保険者から高年齢継続被保険者に該当することとなった者の数を含む。)であるものに対して、事業所の設置に要した費用の額及び対象労働者数の数に応じて1年ごとに3年間支給する。

ロ 支給を受けようとする事業主は、第1回は雇用開発期間の末日、第2回は雇用開発期間の末日の1年後の日、以下1年ごとに計3回までのそれぞれの日(以下「支給基準日」という。)の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行わなければならない。特段の理由なく当該期間内に支給申請を行わなかった事業主は、以後当該申請資格に係る支給申請を行うことができないものとする。

ハ 大規模助成金の1回当たりの支給額は、継続して雇用する労働者として雇い入れた対象労働者の人数及び事業所の設置に要した費用の額に応じて次の額とする。

(イ) 対象労働者の人数が200人以上であり、かつ、事業所の設置に要した費用が50億円以上である場合

2億円(合計6億円)

(ロ) (イ)以外の場合

1億円(合計3億円)

1700 大規模雇用開発計画

1701 大規模雇用開発計画の作成及び申請

イ 同意雇用開発促進地域内において、中長期的観点から地域にとって望ましい雇用開発を進

めていくため、地域経済に大きな影響を与え、雇用構造の改善に資するような地域に根ざした大規模な雇用機会を開発する事業を自ら中心となって推進しようとする事業主は、1702に掲げる事項を内容とする当該雇用開発のための取組みに関する大規模雇用開発計画を作成し、大規模雇用開発計画認定申請書（地様式第121号）により、労働局長を経由して、厚生労働大臣に大規模雇用開発計画の認定を申請するものとする。

ロ イの事業主は、大規模雇用開発計画の作成に当たっては、事前に労働局長に申し出るものとする。

ハ イの事業主は、大規模雇用開発計画の認定の申請に当たっては、1702の大規模雇用開発計画策定協議会の意見書を添付しなければならないものとする。

ニ 労働局長は申請のあった大規模雇用開発計画の厚生労働大臣への進達に当たっては、都道府県知事に対して次に掲げる事項について意見照会を行い、その意見書を添付するものとする。

(イ) 計画対象地域の経済、雇用の動向からみた当該大規模雇用開発計画の必要性（地域の経済、雇用構造への波及効果を含む。）

(ロ) 地域振興計画等との関連性

(ハ) 事業の安定性、成長性等の将来見通し

(ニ) 雇用機会の良質性

1702 大規模雇用開発計画の内容

イ 計画の概要

(イ) 事業所を設置する事業主の氏名又は名称、住所及び大規模雇用開発計画の名称、設置しようとする事業所の名称及び所在地（事業が第3セクター等共同出資で行われる場合は出資内容、付随事業所の設置が見込まれる場合は当該付随事業所を設置しようとする事業主の氏名又は名称及び住所並びに当該付随事業所の名称及び所在地を記入すること。）

(ロ) 事業所の事業内容及び中長期的な事業計画（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ロ 雇用開発期間

事業所の設置及びそれに伴う雇入れを開始する日から完了する日までの期間（最長2年）

ハ 事業所の設置に関する事項

事業所の設置に要する費用の合計額（見込み）及びその内訳（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ニ 労働者の雇入れに関する事項

(イ) 雇入れ予定労働者数及び雇用形態、職種（職務の内容）等（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

(ロ) 雇入れ予定労働者の年齢別内訳、障害者雇用の予定の有無等

(ハ) 雇入れ予定労働者の確保の方法（雇入れルート及び地域別内訳を含む。）（付随事業所の設置が見込まれる場合は、付随事業所についても記入すること。）

ホ 事業所内労働者の雇入れ後の能力開発に関する事項

ヘ 事業所内労働者の労働条件等

(イ) 労働条件（賃金水準、週休制等労働時間、定年制及び定年後の継続雇用制度の状況）等

(ロ) 福利厚生（社宅など福祉施設の設置状況、育児休業制度、財形、持家促進融資等の実施制

度の状況等)

ト 地域の経済、雇用構造への波及効果に関する事項

(イ) 経済への波及効果の見込み

(ロ) 雇用・就業への波及効果の見込み

チ 地方公共団体からの助成に関する事項

1703 大規模雇用開発計画策定協議会

イ 労働局は、1701のロの申し出を受けたときは、大規模雇用開発計画策定協議会を設置し、事業主による計画の策定について協議・指導を行うものとする。

ロ 大規模雇用開発計画策定協議会は、当該地域を管轄する労働局職業安定主管部、都道府県職業能力開発主管課及び労働・商工・地域振興関係部課等関係部局の職員、その他必要と認められる者等から構成するものとする。

1704 大規模雇用開発計画の認定

イ 厚生労働大臣は、1701により認定を申請された大規模雇用開発計画について審査し、次の要件を満たすことにより当該地域の雇用構造の改善に特に資すると認められたときは、当該大規模雇用開発計画を認定し、大規模雇用開発計画認定証（地様式第122号）を事業主に交付するものとする。

(イ) 中長期的にみて景気変動等に左右されない良質な雇用機会の開発を促進し、地域活性化に資するとともに地域の雇用構造の改善を図ると見込まれるものであること。

(ロ) 事業所の設置及び雇入れが円滑に実施されるとともに継続的に事業が実施されると見込まれるものであること。

ロ 厚生労働大臣は、1701により認定を申請された大規模雇用開発計画について認定をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を事業主に通知するものとする。

1705 大規模雇用開発計画の変更等

イ 計画認定事業主は、雇用開発期間を変更する等認定計画の内容を変更する必要があるときは、すみやかに大規模雇用開発認定計画変更申請書（地様式第123号）により労働局を経由して厚生労働大臣に申請するものとする。ただし、認定計画の内容の変更であっても、事業所を設置する事業主の住所の変更等軽微なものについては、この限りではなく、変更内容を大規模雇用開発認定計画変更届（地様式第124号）により厚生労働大臣に届け出ることにより足りるものとする。

ロ 前項の認定、届け出及び認定については、1701のロ及び1704に準じて行うものとする。

1706 大規模雇用開発計画推進連絡会議

イ 認定計画の実施を推進するため、当該地域を管轄する労働局職業安定主管部は、大規模雇用開発計画推進連絡会議を設置し、次に掲げる事項等について計画認定事業主への指導等を行うものとする。

(イ) 求職者の確保及び必要な能力開発の実施

(ロ) 雇入れ条件及び職業紹介

(ハ) 雇入れ後の能力開発、雇用管理、福利厚生等

ロ 大規模雇用開発計画推進連絡会議は、当該地域を管轄する労働局職業安定部、都道府県雇用開発主管課、関係公共職業安定所、関係公共職業能力開発施設、独立行政法人高齢・障害

- ・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター、関係市町村の職員、計画認定事業主、その他必要と認められる者等により構成するものとする。

1707 大規模雇用開発計画に対する実施状況の報告等

- イ 厚生労働大臣は、認定計画の実施状況等を把握する必要があると認められるときは、計画認定事業主に対し、認定計画の実施状況についての報告を求めることができるものとする。
- ロ 厚生労働大臣は、認定計画の実施に関し必要があると認められるときは、計画認定事業主（付随事業所の事業主を含む。）に対し、適正な認定計画の推進を確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。

1708 大規模雇用開発計画の認定の取消し

厚生労働大臣は、認定計画に関し、次のいずれかに該当すると判断したときには、「大規模雇用開発計画認定取消通知書」（地様式第125号）により計画の認定を取り消すことができるものとする。

- イ 認定計画の内容の実現が著しく困難となったとき（1701により申請された認定計画の変更により認定計画の内容が1704のイに掲げる要件を満たさなくなるときを含む。）。
- ロ 1707のロの厚生労働大臣の指導について計画認定事業主の協力が得られないとき。
- ハ 計画認定事業主に労働関係法規の重大な違反があったとき。

1800 申請資格の確認及び大規模助成金（第1回）の申請資格確認届の提出・受理手続き

1801 申請資格確認届等の提出

- イ 大規模助成金の支給を受けようとする計画認定事業主は、認定計画に定める雇用開発期間が終了したときは、当該雇用開発期間の末日の翌日から起算して2カ月以内に労働局長に申請資格の決定及び第1回の支給を申請しなければならない。

ロ 申請書類

申請資格の確認及び第1回の支給申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (イ) 地域雇用開発奨励金申請資格確認届・地域雇用開発奨励金（大規模）支給申請書（第1回申請用）（地様式第126号）（以下「申請資格確認届」という。）
- (ロ) 設置・整備費用申告書及び地域雇用開発奨励金（大規模）付随事業所設置・整備費用申告書（以下「付随事業所設置・整備費用申告書」という。地様式第132号）

付随事業所の設置費用を含める場合に限り提出し、付随事業所が複数ある場合はそれぞれの付随事業所ごとに作成して提出する。

また、次に掲げる施設・設備の態様に応じてそれぞれに定める「(a) 証明書」、「(b) 当該証明書に添付する書類」を添付しなければならないものとする。

a 不動産を新設した場合

- (a) 当該不動産の新設工事を施工した者の作成した設置・整備費用証明書
- (b) 当該不動産に係る登記事項証明書、請負契約書の写

b 不動産を購入した場合

- (a) 当該不動産を販売した者の作成した設置・整備費用証明書
- (b) 当該不動産に係る登記事項証明書、売買契約書の写

c 動産又は無形固定資産を購入した場合

- (a) 当該動産又は無形固定資産を販売した者の作成した設置・整備費用証明書
- (b) 当該動産又は無形固定資産に係る売買契約書の写（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）、領収書の写
- d 動産又は無形固定資産を賃借した場合
 - (a) 当該動産又は無形固定資産を賃貸した者の作成した設置・整備費用証明書
 - (b) 当該動産又は無形固定資産に係る賃貸契約書の写、領収書の写
- e その他、購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合
 - (a) 取付又は運搬した者の作成した設置・整備費用証明書（取付又は運搬と明記する。）
 - (b) 当該取付又は運搬に係る納品書の写、領収書の写
- (ハ) 対象労働者申告書及び地域雇用開発奨励金（大規模）付随事業所対象労働者申告書（地様式第130号の1）

付随事業所で被保険者として雇い入れた地域求職者等を含める場合に限り提出し、付随事業所が複数ある場合はそれぞれの付随事業所ごとに作成して提出し、4人目以降の対象労働者は続紙（地様式第130号の2）に記入して提出すること。

なお、地域求職者等及び移転求職者の確認のため住民票の写し等の写を添付すること

(ニ) 大規模雇用開発計画認定証

1802 申請資格確認届等の受理

労働局長は、1701により申請資格確認届等が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類の有無等を確認の上、これを受け付けるものとする。

1900 大規模助成金の申請資格の確認及び大規模助成金（第1回）の支給決定

1901 事業所の設置に要した費用の確認

設置・整備費用申告書（付随事業所の設置に要した費用を含めることとする場合は、当該付随事業所に係る「付随事業所設置・整備費用申告書」を含む。）及び各証明書並びにその添付書類により申告された事業所の設置に要した費用については、原則として、申請者から当該費用の内容について、事業所の雇用拡大のために必要な事業の用又は従業員の福祉の用に供するものであること、費用額が相違ないこと等について疎明させること。

この場合、費用額については、総勘定元帳等を持参させることにより確認すること。また、事業所の雇用拡大のために必要な事業の用又は従業員の福祉の用に供するか否かについては必要に応じてカタログ等を持参させることにより確認すること。

なお、認定計画に定める雇用開発期間の末日において事業所の雇用拡大のために必要な事業の用又は従業員の福祉の用に供しているか否かについては、事業所の実地訪問により確認するか、設置の状況が分かる配置図及び写真を提出させること等により確認すること。

1902 事業所の設置に伴い雇い入れた労働者の確認

イ 地域求職者の確認

0802イ(イ)から(ニ)及び0803のとおりとする。

ロ 移転求職者（大規模）の確認

0802イ(イ)から(ハ)(ホ)及び0803のとおりとする。

1903 その他の申請資格の確認

- イ 労働局長は、0805から0809までの確認を行う。なお、確認を行う際「支給判定期間」は、「雇用開発期間」と読み替えること。確認が困難であるときは、賃金台帳等必要な書類の提出を求め、又は必要な調査を行うこと。確認の結果大規模助成金の申請資格があると確認したときは、申請資格確認届に申請資格確認年月日、申請資格確認番号及び支給金額を記入すること。
- ロ 当該申請資格の確認において大規模助成金の申請資格がないと決定したときは、申請資格確認届の下部の余白にその旨及び理由を記入すること。
- ハ 労働局長は、上記の申請資格確認を行った後、雇用奨励金の第1回支給決定に当たって、労働保険料の滞納、不正受給、労働関係法令の違反等の支給制限要件（以下「支給制限要件」という。）を確認し、支給することが適切であると判断し、支給を決定したときは、「申請資格確認届に支給決定年月日及び支給決定番号を、地域雇用開発奨励金支給決定通知書に支給決定年月日、支給決定額、支給基準日及び当該事業所の設置に伴い被保険者として雇い入れた対象労働者の人数を記入すること。

1904 申請資格の確認及び支給の決定の通知

- イ 労働局長は、申請資格の確認及び第1回の支給を決定したときは、「地域雇用開発奨励金（大規模）申請資格確認通知書」（以下「（大規模）申請資格確認通知書」という。地様式第127号）、支給・不支給決定通知書及び対象労働者認定通知書（付随事業所が被保険者として雇い入れた対象労働者を含める場合は、地域雇用開発奨励金付随事業所対象労働者確認通知書（地様式第131号の1）により事業主に通知する。
- ロ 申請資格がない旨及び不支給決定の通知
労働局長は、申請資格がなく不支給を決定したときは、（大規模）申請資格確認通知書により事業主に通知する。
- ハ 計画認定証の返戻
労働局長は、（大規模）申請資格確認通知書等の送付と同時に、大規模雇用開発計画認定証を事業主に返戻するものとする。

2000 大規模助成金（第2回以降）の支給申請書の提出・受理手続き

2001 支給申請書の提出

- イ 第2回以降の支給基準日に係る大規模助成金を受けようとする事業主は、支給基準日が経過するごとに、支給基準日の翌日から起算して2ヵ月以内に労働局長に支給申請しなければならない。
当該支給申請を怠った者は、以後支給申請することができない。
- ロ 申請書類
第2回以降の支給申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。
 - (イ) 地域雇用開発奨励金（大規模）支給申請書（第2回以降申請用）（以下「（大規模）支給申請書（第2回以降）」という。地様式第128号）
 - (ロ) 対象労働者申告書（当該支給申請に係る前回の支給基準日の翌日から当該支給基準日までの間に雇い入れた者を記入して提出する。）
 - (ハ) 地域雇用開発奨励金（大規模）地域求職者等離職等申告書（以下「（大規模）地域求職者

等離職等申告書」という。地様式第129号の1)

前回の支給申請時期において当該事業所（付随事業所は除く。）で被保険者として雇い入れた対象労働者の人数として数えられた対象労働者であって、前回の支給基準日の翌日から当該支給基準日までの間において、離職し、又は他の事業所に配置転換した等により当該事業所に就業しなくなった者を記入して提出する。）（離職等した者がこの申告書に書ききれないときは続紙（地様式第129号の2）に記入して提出する。）

ハ （大規模）申請資格確認通知書

2002 支給申請書の受理

労働局長は、（大規模）支給申請書（第2回以降）等が提出されたときは、事業所の所在地、添付書類等を確認の上、これを受理すること。

2003 大規模助成金（第2回以降）の支給決定

イ 支給の決定は、申請の都度次によって行う。

(イ) 労働局長は、1101から1106までの確認を行う。なお、確認を行う際「支給判定期間」は「第2回は雇用開発期間末日の翌日から1年後の日、第3回は雇用開発期間の末日の1年後の翌日から2年後の日までの間」と読み替えること。なお、1606のロについては（大規模）支給申請書（第2回以降）、対象労働者申告書及び（大規模）地域求職者等離職等申告書の記載事項によって確認すること。ただし、確認が困難であるときは、貸金台帳等必要な書類の提出を求め、又は必要な調査を行うこと。

(ロ) 労働局長は、支給申請書に係る事業所について、支給制限要件を確認し、支給することが適切であると判断し、支給を決定したときは、（大規模）支給申請書（第2回以降）の処理欄に支給決定年月日、支給決定番号を、支給・不支給決定通知書に、支給決定年月日、支給決定額、支給基準日及び当該支給基準日における当該事業所に被保険者として雇い入れた対象労働者の人数を記入すること。

なお、当該要件を満たしていないときは、支給決定を保留し、当該支給申請期間の末日までに対象労働者を被保険者として雇い入れ、要件を満たすものとなった場合には、その時点で支給決定を行う。この場合、新たに雇い入れた地域求職者等については、申請者から、対象労働者申告書を提出させ、必要な確認、調査を行うこと。

(ハ) 不支給を決定したときは、（大規模）支給申請書（第2回以降）の処理欄の備考欄にその旨及び理由を記入すること。

ロ 支給決定等の通知

労働局長は、支給を決定したときは、支給・不支給決定通知書及び対象労働者認定通知書により事業主に通知する。

労働局長は、不支給を決定したときは、支給・不支給決定通知書により、不支給とした理由を記載し、事業主に通知する。

ハ 地域雇用開発奨励金（大規模）申請資格確認通知書等の返戻

労働局長は、支給決定通知書又は不支給決定通知書の送付と同時に（大規模）支給申請書（第2回以降）に添付された（大規模）申請資格確認通知書を事業主に返戻するものとする。

2100 不正受給対応

不正受給に対する対応は第1共通要領0700番台のとおり行うこと。なお、第1共通要領0703の不支給決定通知書は、地開金においては、地域雇用開発奨励金支給・不支給決定取消通知書（地様式第11号）とする。

6 地域雇用開発助成金

(2) 沖縄若年者雇用促進奨励金

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）第111条及び第112条の規定に基づく地域雇用開発助成金の支給については、この要領に定めるところによる。

| | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 0100 趣旨 | 0600 完了届の提出 |
| 0101 概要 | 0601 完了届の提出 |
| | 0602 添付書類等 |
| 0200 支給要件 | 0603 完了届の受理 |
| 0201 支給対象事業主 | 0700 申請資格の確認 |
| 0202 設置・整備 | 0701 雇入れ労働者の確認 |
| 0203 対象労働者 | 0702 常用労働者が増加していることの確認 |
| 0204 対象期間 | 0703 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認 |
| 0205 不支給要件 | 0704 申請資格の確認に係る事務処理 |
| 0206 併給調整 | 0705 申請資格の確認の通知 |
| 0300 支給額 | 0800 支給申請 |
| 0301 支給額の算定方法 | 0801 支給申請書の提出 |
| 0302 支給限度額 | 0802 支給申請書の受理 |
| 0303 支給額算定の例外 | |
| 0400 計画書の提出 | 0900 支給要件の確認 |
| 0401 計画書の提出 | 0901 支給申請書の受理 |
| 0402 計画書の失効 | |
| 0403 計画書の変更・取下げ | 1000 支給決定 |
| 0404 計画書の受理 | 1001 支給決定通知書等 |
| 0500 計画書の確認 | 1100 経過措置 |
| 0501 設置・整備等の内容の確認 | 1101 経過措置 |
| 0502 労働条件等の確認 | |
| 0503 助成金の受給状況の確認 | |
| 0504 雇用調整助成金に係る計画書の提出の有無の確認 | |
| 0505 対象外事業主について | |
| 0506 定着指導措置等の実施を証明する書類等の確認 | |
| 0507 補助金等の受給の有無の確認 | |

0100 趣旨

0101 概要

沖縄県における若年者を対象とした雇用開発を促進し、沖縄県における雇用失業情勢の改善に資するため、沖縄県の地理的・自然的な特性や伝統文化・産業等の地域特性を活かした新規事業の展開等に向けて、沖縄県内に事業所を設置又は整備し、当該事業所において沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者（職場適応訓練受講求職者及び関連事業主に雇用されていた者その他就職が容易であると認められる者を除く。（以下この6(2)において「沖縄若年求職者」という。））を、3人以上、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して沖縄若年者雇用促進奨励金（以下この6(2)において「沖縄奨励金」という。）を支給する。

0200 支給要件

0201 支給対象事業主

沖縄奨励金の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する事業主とする。

- イ 沖縄県の区域内に事業所を設置又は整備する事業主であること。
 - ロ 沖縄県において、「沖縄若年者雇用促進奨励金の雇用に関する計画書・受理通知書」（以下「計画書」という。）を沖縄県の区域を管轄する労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出した日（以下この6(2)において「計画日」という。）から「沖縄若年者雇用促進奨励金事業所設置・整備及び雇入れ完了届申請資格確認届・申請資格確認通知書（以下「完了届」という。）を管轄労働局長に提出した日（計画日から起算して24か月を経過した日の前日（例えば、計画日が平成25年10月1日の場合は平成27年9月30日）までに完了届を提出していない場合は、計画日から起算して24か月を経過した日の前日。以下この6(2)において「完了日」という。）までの間に300万円以上の事業所の設置・整備を行う事業主であること。
 - ハ ロの設置・整備に伴い、沖縄若年求職者を3人以上、継続して雇用する労働者（以下この6(2)において「対象労働者」という。）として雇い入れ、その定着を図り、当該対象労働者を奨励金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが認められる事業主であって、完了日における当該事業所の常時雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいう。以下この6(2)において同じ。）数が、計画日における当該事業所の常用労働者数を上回る事業主であること。
 - ニ 労働関係帳簿類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働協約、労働者名簿等）及び会計関係帳簿類（総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人の預金通帳等）を備え、申請資格の確認及び支給決定並びに臨時の検査の際に労働関係帳簿類及び会計関係帳簿類を速やかに提出する事業主であること。
 - ホ 雇い入れた求職者の職場定着を図るため、支給を受けようとする事業主は、計画日までに人事担当者等を定着指導責任者として任命すること。
なお、事業主自らが、定着指導責任者になることも可とする。併せて、完了届に対象労働者等に対する定着指導措置内容を記載し、支給申請書提出時に、沖縄若年者雇用促進奨励金支給申請書（様式第153-2号、様式第153-3号）により、定着指導の状況報告を行うこと。
-

0202 設置・整備

- イ 設置・整備費用の算定対象となる施設又は設備とは、雇用拡大のために必要な事業の用に供

する不動産（土地を除く。）又は動産をいう。

動産とは、機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機及び運搬器具等をいい、商品以外のものであれば減価償却資産であるか否かを問わず、原材料や消費財以外のものは設置・整備費用の算定対象とする。

原材料や消費財であるか否かの判断は、原則として、繰り返し使用されるものか否かによる。

ロ 設置・整備費用の算定対象はイの設置又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要したハの費用のうち、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する費用とする。

(イ) 計画日から完了日までの間に引渡日又は賃貸借期間の初日があること（契約締結日が計画日前のものを含む。）

(ロ) 計画日から完了日までの間に実際に支払われた費用であること。

ハ 施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用は次の(イ)から(ロ)の費用をいう。

(イ) 1 契約が20万円以上の工事費用（建築工事費及びこれに付随する土地造成費、設計・監理費、基礎工事費、外構工事費、電気工事費、各種設備工事費、内装工事費及び工事管理費のほか建物の解体費を含む。なお、沖縄奨励金を申請する事業主名義で不動産登記している部分に限る。）

(ロ) 次のa又はbのいずれかに該当する購入費用（購入に伴う取付費用及び運搬費用等の諸費用を含める。）

a 不動産（土地を除く。）の購入であって、1 契約あたりの購入費用が20万円以上のもの

b 動産の購入であって、1 点あたりの購入費用として支払った金額が20万円以上のもの

(ハ) 次のa又はbのいずれかに該当するcからdにより算定した賃借費用（契約期間が1年以上であり、原則として、反復更新が見込まれるものに限る。）

a 不動産（土地を除く。）の賃借であって、1 契約あたりの賃借費用（共益管理費を含む。）として支払った金額が20万円以上のもの（賃貸借契約をすることに伴い支払った敷金及び建設協力金、礼金並びに不動産仲介料は含めない。なお、賃貸借契約した不動産にかかる内装等の工事費用は算定対象に含める。）

b 動産の賃借（リース契約を含む。）であって、1 点あたりの賃借費用として実際に支払った金額が20万円以上のもの（賃借に伴う取付費用・運搬費用等の諸費用を含め保守メンテナンス費用を除く。）

c 計画日から完了日の間に実際に支払った額が賃借の契約期間の1年分を超える場合は、1年分の金額を賃借費用の上限とする。

d 賃借の契約期間が1年を超えるもので、1年分の賃借費用が定められていない場合は、契約金額を契約年数で割って得た額を賃借費用とする。

ニ 前項にかかわらず、次の(イ)から(ロ)のいずれかに該当する費用は、設置・整備費用の算定対象としない。

(イ) 完了日後に支払われる予定の費用

(ロ) 賃借費用のうち支払期日が到来していない費用

(ハ) 分割払いにより支払われた費用のうち手数料等（利子分は除く。）

(ニ) 小切手、手形又はクレジットカードにより支払われた費用のうち、決済を完了していない費用

- ホ 上記イからニにかかわらず、次の(イ)から(ウ)のいずれかに該当する費用は、原則として、設置・整備費用の算定の対象としない。
- (イ) 賃貸用の施設又は設備（賃借人の居所とならないものを除く。）の新設、増設、購入又は賃借に要した費用
なお、当該施設が雇用拡大のための部分を含む場合は、a又はbのとおり取り扱う。
 - a 雇用の拡大のための部分の費用と賃貸用の部分の費用が明確に分離できる場合は、雇用の拡大のための部分の費用を設置・整備費用の算定対象に含める。
 - b 雇用拡大のための部分の費用とその他の部分の費用が明確に分離できない場合は、それぞれの床面積に応じて按分して算定するものとする。
 - (ロ) 国の補助金等（地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む。以下「補助金等」という。）の交付又は交付決定を受けている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用のうち補助金等の交付額
 - (ハ) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行う場合、公の施設の増設又は賃借、若しくは公の施設に設置する設備の新設、購入又は賃借に要した費用
 - (ニ) 個人自宅等と一体となっている施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借に要した費用
 - (ホ) 雇用の拡大を伴わない施設の建て替え又は設備の交換に要した費用
 - (ヘ) 雇用の拡大を伴わない施設の移転又は設備の移設に要した費用
 - (ト) 従業員のための福利厚生用の施設又は設備の新設、増設、購入又は賃借（ただし、従業員のための福利厚生用の施設又は設備が雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生用の施設又は設備に要した費用の占める割合が一体となって設置・整備された費用の1/3（過疎等雇用改善地域内の事業所にあつては1/2。以下同じ。）以下であれば、設置・整備費用の算定対象に含める。）に要した費用
 - (チ) 無形固定資産（工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）、専用権（電話加入権、側線専用権等）、借地権（地上権を含む。）、営業権及びソフトウェアなどの権利）の取得に要した費用
 - (リ) 消費税以外の税金及び保険料等の費用（リース料に含まれるものを除く。）
 - (ス) 駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用（ただし、設置・整備費用に車両が認められた場合は当該車両のための駐車場の新設、増設又は賃借に要した費用を除く。）
 - (ル) 光熱水料及び発電用の施設・設備の設置に要した費用
 - (レ) 不動産登記の手数料
 - (ロ) フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費及び保証金
- ヘ 上記イからニにかかわらず、次の(イ)から(ウ)のいずれかに該当する場合は、設置・整備費用の算定対象としない。
- (イ) 設置・整備事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）が当該設置・整備事業所に立ち入って行う現地調査において、その存在が確認できない場合
 - (ロ) 計画日から完了日までの間に解約又は売却等を行ったため、完了日において要件を満たさないこととなった場合
 - (ハ) 地域の雇用構造の改善に資すると認められないと管轄労働局長が判断した場合
- ト 上記イからニにかかわらず、（表-1）の支給対象事業主と密接な関係にあると認められる

相手との取引により支払った費用は設置・整備費用の算定対象としない。

(表-1)

| 支給対象事業主 | 支給対象事業主と密接な関係にあると認められる相手 |
|---------------------------------------|--|
| 法人 (法人形態の事業 体のすべてをいう 。以下同じ。) | ① 当該法人の代表者 |
| | ② 当該法人の代表者が代表者の法人 |
| | ③ 当該法人の代表者の配偶者 |
| | ④ 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人 |
| | ⑤ 当該法人の代表者の3親等以内の親族(民法第725条に定める親族をいう。以下同じ。) |
| | ⑥ 当該法人の代表者の3親等以内の親族が代表者の法人 |
| | ⑦ 当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員(以下「取締役等」という。) |
| | ⑧ 当該法人の取締役等が代表者の法人 |
| | ⑨ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該法人の代表者と雇用関係にあった法人又は個人事業主 |
| 個人事業主 | ⑩ 当該個人事業主 |
| | ⑪ 当該個人事業主が代表者の法人 |
| | ⑫ 当該個人事業主の配偶者 |
| | ⑬ 当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 |
| | ⑭ 当該個人事業主の3親等以内の親族 |
| | ⑮ 当該個人事業主の3親等以内の親族が代表者の法人 |
| | ⑯ 計画日の前日から起算して1年前の日から完了日の間のいずれかの日に当該個人事業主と雇用関係にあった法人又は個人事業主 |

0203 対象労働者

イ 沖縄奨励金の対象者

沖縄奨励金は、以下の(イ)及び(ロ)の者を対象者(以下この6(2)において「沖縄奨励金対象者」という。)とする。

(イ) 事業所の設置・整備に伴い雇い入れた対象労働者

なお、次に掲げる者は、対象労働者に含まない。

- a 就職により沖縄県の区域内に居住することとなる県外からの就職者
- b 過去3年間に当該事業主の事業所において雇用保険の被保険者として雇用されていたことがある者
- c 過去3年間に当該事業主の事業所において職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く。以下同じ。)を受けたことがある者
- d 資本金、経済的・組織的関連性等からみて、沖縄奨励金の支給において独立性を認めることが適当でないと判断される事業主間で行われる雇い入れに係る者

なお、「独立性を認めることが適当でない」とは、以下の(a)及び(b)に該当する場合とする。

- (a) 発行済株式の総数又は出資の総額に占める所有株式数又は出資の割合が50%を超えるものであること。
- (b) 取締役会の構成員について、代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めていること。

e 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)又は同法第124条に規定する専修学校に在学している者並びに(同法第4条に規定する「定時制の課程」又は「通信制の課程」に在学する者又はこれらの課程を卒業した者を除く。)これらの学校を卒業した年の6月末日を経過していない者(以下「新規学卒者」という。)

f 縁故採用の者

- (ロ) 沖縄県内に居住する新規学卒者
上記(イ)の雇い入れを行う中小企業事業主に限る。
また、対象者労働者に含まない者は、上記eを除き同様とする。

ロ 沖縄奨励金の対象者ではなくなる場合

次のいずれかに該当する者は、沖縄奨励金の対象者ではなくなるものとする。

- (イ) 当該事業所で就業しなくなった者
- (ロ) 0204の沖縄奨励金の支給対象期間を経過した者

0204 対象期間

沖縄奨励金の支給対象期間は、完了日(賃金締切日が定められている場合は、完了日以後最初の賃金締切日の翌日。以下この0204において「起算日」という。)から起算して原則1年間、沖縄奨励金対象者等の定着状況が特に優良である事業主については2年間とする。ただし、0203のイの(ロ)に該当する者については1年間とする。

ここでいう「沖縄奨励金対象者等の定着状況が特に優良である事業主」とは、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとする。

- (イ) 当該事業所の常用労働者数について、初回の支給申請期間の初日と比較して、そこから1年経過後の支給申請期間の初日において、減少していないもの
- (ロ) 沖縄奨励金対象者数について、初回の支給申請期間の初日から1年経過後の支給申請期間の初日において、その減少割合が20%未満であるもの

なお、起算日から起算して6か月ごとに区切った支給額を算定する期間(以下「算定期間」という。)の、第1期から第2期まで(支給対象期間が2年目の場合にあつては、第3期から第4期まで)を、それぞれの算定期間経過後に支給するものとする。

ただし、6(1)の1301による「中止届」(6(1)の1301に規定する「中止届」は、以下この6(2)において「沖縄若年者雇用促進奨励金中止届・中止届受理通知書」様式第156号を使用する。以下「沖縄奨励金中止届」という。)を受理した場合の支給対象期間の末日は、当該沖縄奨励金中止届を受理した日とする。

0205 不支給要件

次のいずれかに該当する場合は、沖縄奨励金を支給しない。

イ 計画日から、完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、当該事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を解雇（次に掲げるものを除く。）等事業主の都合で離職させていること。

(イ) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇

(ロ) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

ロ 計画日から、完了日から起算して6か月を経過した日までの間に、雇用保険法（昭和49年法律116号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する特定受給資格者であると認められた者の数が3人を超え、かつ、その数を計画日における当該事業所の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）の数で除して得た値が6%を超えていること。

なお、次の(イ)から(ホ)までに掲げるいずれかの特定受給資格者となる離職理由により離職した者の数は除く。

(イ) 規則第35条第4号に定める者となる離職理由

(ロ) 規則第36条第1号に定める理由

(ハ) 規則第36条第7号に定める理由（規則第36条第1号に定めるものを除く。）

(ニ) 規則第36条第7号の2に定める理由

(ホ) 附則第3条に基づく特定受給資格者に関する暫定措置の対象となる法第33条第1項の正当な離職理由

ハ 有期の事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予測されること。

ニ 当初と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合

ホ 支給対象期間（0204参照）に対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支払っていない場合（支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）

ヘ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条第2項に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合。

ト 沖縄県の労働市場の実情から判断して求人充足が困難である、若しくは就職後の定着が危ぶまれる等が見込まれること。

チ 当該事業所において、計画書提出時に、既に別の沖縄奨励金の支給を受けるため計画書を提出しているものでないこと又は沖縄奨励金の申請資格の確認を受けているものでないこと。

リ 支給対象期間中に沖縄奨励金対象者を解雇（0205のイの(イ)及び(ロ)を除く。）等事業主都合で離職させた場合、以後、当該計画書に係る沖縄奨励金の支給はしない。

0206 併給調整

第1共通要領0304に規定するほか、沖縄奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、次の各号に掲げられている助成金の支給を受けた場合には、沖縄奨励金は支給しないものとする。

イ 在宅就業支援団体活性化助成金

ロ 若年者人材育成・定着支援奨励金（若者チャレンジ奨励金）

ハ 障害者試行雇用奨励金

0300 支給額

0301 支給額の算定方法

沖縄奨励金の支給額は、0200の支給要件を満たす事業主が、沖縄奨励金対象者に対して支給対象期間内に支払った賃金の額に相当する額として次のイの方法により算定した額とする。

ただし、支給額が申請に係る支給対象期間に実際に支払われた賃金を上回る場合は、当該支給対象期間に実際に支払われた賃金額を支給額とする。

なお、沖縄奨励金対象者の賃金を助成する割合（以下この6(2)において「助成率」という。）は4分の1とする。ただし、中小企業事業主については、3分の1とする。

イ 沖縄奨励金の助成額の算定

(イ) 沖縄奨励金対象者に対して算定期間の間に支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この6(2)において「算定方法により算定した額」という。）に、助成率を乗じて得た額（1円未満切捨とする。以下同じ。）（その額が (p) の厚生労働大臣が定める額を2で除して得た額を超えるときは、 (p) の厚生労働大臣が定める額を2で除して得た額。）とする。

(ロ) 沖縄奨励金の支給に係る厚生労働大臣の定める額は1,200,000円とする。

0302 支給限度額

イ 0301により算定した額が算定期間の初日における雇用保険の基本手当の日額の最高額（以下この0302において「最高日額」という。）に165を乗じて得た額を超えるときは、最高日額に165を乗じて得た額を支給額とする。

ロ イにより算定した額が次の式により求められる額(a)を超えるときは、当該(a)を支給額とする。

$$(a) = \text{最高日額} \times 0303\text{に規定する算定期間の日数} \times \frac{330}{365}$$

ハ イ及びロのいずれにも該当しない場合は、沖縄奨励金対象者ごとに0301により算定して得た額の合計額を支給額とする。

ニ 厚生労働大臣が定める算定方法

(イ) 当該算定期間内に沖縄奨励金対象者に対して事業主が支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額は、次の表における平均賃金額（6か月分）の属する等級に定められた基準賃金額とする。

(ロ) 平均賃金額（6か月分）は、事業主が沖縄奨励金対象者の雇入れに係る事業所において、完了日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の前の年度（以下このニにおいて「前年度」という。）に雇用したすべての被保険者（年度の途中に雇用保険の保険関係が成立し、又は消滅したものについては、当該年度において、当該保険関係が成立していた期間に雇用したすべての被保険者。以下同じ。）に係る賃金総額を当該被保険者の前年度における1か月平均被保険者数で除して得た額を2で除して6か月分としたものとする。

(ハ) 前年度に雇用したすべての被保険者に係る賃金総額は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下この6(2)において「徴収法」という。）第19条の一般保険料に係る確定保険料の額（雇用保険料に応ずる部分の額に係るものに限る。）の算定に際

し用いる徴収法第11条の賃金総額の額であって、当該事業所の前年度に係る確定保険料申告書の保険料算定基礎額（雇用保険法適用者分）をいう。

- (ニ) 前年度に雇用したすべての被保険者の当該年度における1か月平均被保険者数とは、沖縄奨励金対象者の雇入れに係る事業所の前年度における各月の月末保険被保険者数を平均したものをいう。
- (ホ) 前年度に雇用したすべての被保険者に係る賃金総額が確定していない場合は、前々年度に係る賃金総額及び1か月平均被保険者数に基づき平均賃金額の算定を行う。この場合、沖縄奨励金の支給後、当該前年度の賃金総額が確定し賃金総額及び1か月平均被保険者数が変更となった場合であっても、沖縄奨励金の支給額の変更は行わない。

| 階級 | 賃金総額 | 平均賃金額 |
|----|-------------------------------|--------------|
| 1 | 723,400 円未満 | 400,700 円 |
| 2 | 723,400 円以上 868,100 円未満 | 480,900 円 |
| 3 | 868,100 円以上 1,041,700 円未満 | 577,100 円 |
| 4 | 1,041,700 円以上 1,250,000 円未満 | 692,500 円 |
| 5 | 1,250,000 円以上 1,500,000 円未満 | 830,900 円 |
| 6 | 1,500,000 円以上 1,800,000 円未満 | 997,100 円 |
| 7 | 1,800,000 円以上 2,160,000 円未満 | 1,196,600 円 |
| 8 | 2,160,000 円以上 2,592,000 円未満 | 1,435,900 円 |
| 9 | 2,592,000 円以上 3,110,400 円未満 | 1,723,000 円 |
| 10 | 3,110,400 円以上 3,732,500 円未満 | 2,067,700 円 |
| 11 | 3,732,500 円以上 4,479,000 円未満 | 2,481,200 円 |
| 12 | 4,479,000 円以上 5,374,800 円未満 | 2,977,400 円 |
| 13 | 5,374,800 円以上 6,449,700 円未満 | 3,572,900 円 |
| 14 | 6,449,700 円以上 7,739,700 円未満 | 4,287,500 円 |
| 15 | 7,739,700 円以上 9,287,600 円未満 | 5,145,000 円 |
| 16 | 9,287,600 円以上 11,145,100 円未満 | 6,174,000 円 |
| 17 | 11,145,100 円以上 13,374,200 円未満 | 7,408,800 円 |
| 18 | 13,374,200 円以上 16,049,000 円未満 | 8,890,500 円 |
| 19 | 16,049,000 円以上 | 10,668,700 円 |

0303 支給額算定の例外

イ 創業間もない事業所の場合

当該事業所が創業間もない事業所であって、前年度に雇用したすべての被保険者に係る賃金総額が確定していない場合は、当該賃金総額及び雇用保険被保険者数が確定した後、これに基づき平均賃金額（6か月分）を算出すること。

この場合、当該事業所の沖縄奨励金の支給申請書は当該賃金総額が確定した後、これを記載して提出させること。

ロ 継続一括に係る事業所の場合

その行う2以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき徴収法第9条の厚生労働大臣の認可を受けている事業主が、沖縄奨励金対象者を当該認可に係る事業所において雇い入れる場合の平均賃金額（6か月分）の算定に当たっては、いずれの事業所において雇い入れる場合であっても、当該認可を受けた事業全体に係る賃金総額又は被保険者の数を用いて、0302の方法に準じて額を算出すること。

ハ 沖縄奨励金対象者が最低賃金除外に係る者である場合

沖縄奨励金対象者について最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）第7条の最低賃金額の適用除外の許可を受けている場合は、0301、0302、0303イ及びロによらず、算定期間について対象労働者に支払った賃金（臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）に助成率を乗じることにより得た額を支給額とする。

0400 計画書の提出

0401 計画書の提出

沖縄県内において沖縄の地域資源や地域特性を活かした新規事業の展開等のために300万円以上の事業所の設置・整備及びこれに伴う3人以上の沖縄若年求職者の雇い入れを行おうとする事業主であって、沖縄奨励金を受けようとする場合は事業所の設置・整備及びこれに伴う沖縄若年求職者の雇い入れの前に、あらかじめ、管轄労働局長に計画書を提出しなければならない。

0402 計画書の失効

計画日から起算して24か月を経過した日から起算して1か月経過した日の前日（例：計画日が平成24年4月1日の場合は平成26年4月30日となる。）までに完了届の提出がない場合は、当該計画書は失効するものとする。

0403 計画書の変更・取下げ

イ 計画書の変更

法人の合併があった場合、法人名又は事業所名を変更した場合、完了予定日を計画日から24か月経過した日以降に変更する場合など、計画書の内容を大きく変更するときには、その変更事項を計画書に記入し、標題に「変更届」と書き加えて管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、この場合の計画日は、「当該変更届の完了予定日の24か月前の日の翌日」（例：完了予定日が平成25年12月31日の場合は、平成23年1月1日）から「当該変更届の提出日」までの間の任意の日（変更前の計画日以後の日に限る。）を、事業主が選択するものとする。「変更届」の提出については、郵送による提出を認めるものとする。

ただし、法人の分割、事業所の分割又は統合があった場合には、新たな事業所について計画書を出し直す必要がある。

管轄労働局長は、記入事項について確認を行った後、変更届を受理し、受理通知書に「変更届」と明記して事業主に対して通知するものとする。

計画書の変更は、完了予定日の前日までに行うものとし、変更された完了予定日を再度変更することはできないものとする。

変更された完了予定日を再度変更したい場合は、計画書を取り下げ、新たに計画書を提出するものとする。

ロ 計画書の取下げ

計画書は、事業の完了予定日の前日までに取り下げることができるものとする。計画書の取下げは、任意の様式に「事業所設置・整備及び雇入れ計画取下げ届」（以下「取下げ届」という。）と記入し、文書により行うこととし、取り下げの理由及び提出年月日を必ず記載すること。

管轄労働局長は、取り下げる理由について確認を行った後、取下げ届を受理した旨を事業主に対して適宜の様式により通知するものとする。

0404 計画書の受理

イ 管轄労働局長は、0500に掲げる事項について確認等を行い、当該事項について適正と判断された場合に計画書の処理欄に計画受理年月日及び計画受理番号を記入し、その控えを事業主に返却すること。

なお、事業所の設置・整備について、その内容が新規事業の実施又は雇用環境の改善に資すると認められないものは、計画書を受理してはならない。

ロ 当該事項について適正と判断されなかった場合、計画を受理できない旨をその理由とともに事業主に連絡すること。

なお、その際には計画書の処理欄には計画受理年月日及び計画受理番号を記入しないものとする。

ハ 計画届の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わなかった場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、「第1共通要領」の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画届に係る奨励金は支給しない。

ニ 労働者の雇入れ方法等の説明

対象期間、就業場所、研修、除外労働者及び新規学卒者等について必要な説明を事業主に対して行うこと。

ホ 書類の備付けの説明

管轄労働局長は、助成金の支給を受けようとする事業主が貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納簿、総勘定元帳等の法定帳簿類を備え付け、労働局の要請により提出しなければ助成金を支給しないことを、事業主に説明すること。

ヘ 地域雇用開発奨励金との関係についての説明

沖縄奨励金の対象者と同一の者を対象者として地域雇用開発奨励金を支給することも可能であることから、管轄労働局長は、地域雇用開発奨励金について、計画書を別途提出する必要があること、完了届の提出がない場合における計画日から計画が失効するまでの期間等要件がそれぞれ異なることを、事業主に説明すること。

ト 設立中の会社又は新設の事業所の取扱い

設立中の会社又は新設の事業所に係る計画書を受理する場合は、雇用保険に係る保険関係が成立すると同時に雇用保険適用事業所設置届を提出するよう事業主に指導すること。

ただし、当該事業所設置年月日は完了日以前でなければならない。

チ 暫定任意適用事業の取扱い

暫定任意適用事業の事業主から計画書の提出があった場合は、暫定任意適用事業の事業主に

任意加入の認可があった後又は暫定任意適用事業が適用事業になった後に雇入れた者のみが助成金の対象となることを事業主に指導すること。

リ 雇用保険の適用事業所となっていない事業所の取扱い

へ及びト以外の事業所であって、雇用保険の適用事業所となっていない事業所に係る計画書は受理しない。

ただし、計画書の提出とともに当該事業所が適用事業所となるように手続をとったものは受理することとするので、その旨を事業主に説明し、雇用保険適用部門と連携を図ること。

0500 計画書の確認

0501 設置・整備等の内容の確認

原則として雇用の拡大のための施設又は設備以外のもの（従業員のための福利厚生施設等）は該当しないものとする。

ただし、福利厚生施設が、雇用の拡大のための施設又は設備と一体となって設置・整備された場合は、福利厚生施設の占める費用の割合が一体となって設置・整備された費用の3分の1以下のものであれば福利厚生施設を含めて認めることとする。

当該設置・整備に要する費用が300万円未満及び沖縄若年求職者の雇入れ予定人数が3人未満のものは計画書を受理しないこと。また、当該設置・整備及び雇入れに係る事業内容が沖縄県における雇用失業情勢の改善に資するものであると認められないものは計画書を受理しないこと。

0502 労働条件等の確認

イ 他の事業所に比して著しく劣っている場合には、当該労働条件等の是正指導を行い、その指導に従わない場合は、沖縄県における雇用開発又は雇用失業情勢の改善に資するものとは認められないとして、計画書を受理してはならない。

ロ 従業員の過去の定着状況が著しく低い場合は、沖縄県における地域雇用開発又は雇用失業情勢の改善に資するものでないものとして計画書を受理しないものとする。

0503 助成金の受給状況の確認

事業主が設置・整備を行なおうとする事業所について、既に沖縄奨励金の支給を受けるための計画書を提出しているか、また、沖縄奨励金の支給を受けている最中である場合は、新たな計画書は受理しない。

0504 雇用調整助成金に係る計画書の提出の有無の確認

事業主が当該設置・整備を行おうとする事業所について、既に雇用調整助成金に係る計画を提出しているか、また、提出している場合は、当該計画に係る休業等が終了し又は支給対象期間が経過しているかを確認し、当該休業等が終了し又は支給対象期間が経過していないことが判明した場合は、計画書は受理しないこと。

ただし、雇用調整助成金に係る計画を取り下げれば、その後は計画書を受理することができること。

0505 対象外事業主について

沖縄奨励金は、地域における沖縄若年求職者の常用雇用の場の開発を促進するものであることに鑑み、有期の事業で、通常、事業の終了とともに雇用関係が終了することが予測される雇入れであるものは対象としない。

0506 定着指導措置等の実施を証明する書類等の確認

計画書提出時において、定着指導責任者の任命書を提出するとともに、完了届提出時及び支給申請書提出時において、定着指導措置内容の実態がわかるものを提出すること。

0507 補助金等の受給の有無の確認

6(1)の0303イ(ロ)に規定する補助金等の交付を受け、又は受けようとしている事業所については、当該補助金等に係る補助対象経費の内訳が明確となる交付申請書に係る内訳書（交付決定を受けている場合は、交付決定通知書を含む。）の写しを提出させること。また、当該補助金等の補助対象となっている施設又は設備については地域助成金の算定対象から除くものとし、その内容を事業主に対して説明を行うこと。

0600 完了届の提出

0601 完了届の提出

- イ 事業主は、完了届を計画日から起算して24か月を経過した日の前日（例：計画日が平成25年4月1日の場合、平成27年3月31日）までに管轄労働局長に提出しなければならないものとする。
 - ロ 前項の完了届の提出がない場合は、当該24か月を経過した日の前日を完了日として、完了日の翌日から起算して1か月以内に完了届を提出するものとする。
 - ハ 完了届の提出時において、定着指導責任者及び定着指導措置内容を記載するものとする。なお、定着指導措置内容において、沖縄奨励金対象者の定着率の向上に資するものでないと判断されるものについては、受理しないととも、必要があれば、事業主に対して指導を行うものとする。
-

0602 添付書類等

事業主は、完了届と同時に次の申告書等を提出しなければならないものとする。

- イ 「沖縄若年者雇用促進奨励金雇入れ労働者申告書・確認通知書」（様式第152-2-1号。沖縄奨励金対象者に新規学卒者も含まれる場合は、様式第152-2-2号にも記載。）
なお、当該申告書の雇入れ労働者の状況欄が不足する場合には、様式に「続紙」と記載の上記入すること。
- ロ 「沖縄若年者雇用促進奨励金事業所設置・整備費用申告書」（様式第152-3-1号）
なお、次に掲げる設置・整備の態様に応じてそれぞれに定める「①証明書」（様式第152-3-2号、様式152-3-3号）及び「②当該証明書に添付する書類」を添付しなければならないものとする。
 - (イ) 見積書（写）、請求書（写）及び領収書（写）
 - (ロ) 金融機関の振込依頼書（写）、総勘定元帳（該当部分の写）及び預金通帳（該当部分の写）又は現金出納簿（該当部分の写）
 - (ハ) 不動産を新設、増設又は購入をした場合
 - a 当該不動産の工事を施工した者の作成した不動産新・増設、販売、賃貸証明書
 - b 当該不動産に係る登記事項証明書（写）、請負契約書（写）、図面及び引渡書（写）又は納品書（写）

当該不動産に0202のホ(イ)に定める賃貸用の施設又はホ(ト)に定める福利厚生施設を含む

場合、雇用拡大のための部分を明記したものに限る。

(二) 動産を購入した場合

- a 当該動産を販売した者の作成した動産等販売、賃貸証明書
- b 当該動産に係る売買契約書（契約書がない場合は、納品書等の取引が証明できるもの）（写）、引渡書（写）又は納品書（写）及びカタログ

(ホ) 不動産を賃借した場合

- a 当該不動産を賃借した者の作成した不動産新・増設、販売、賃貸証明書
- b 当該不動産に係る賃貸契約書（写）

(ハ) 動産を賃借（リースを含む。）した場合

- a 当該動産を賃貸した者の作成した動産等、賃貸証明書
- b 当該動産に係る賃貸（リースを含む。）契約書（写）及びカタログ

(ト) 購入又は賃借に係る取付費用又は運搬費用が別途支払われた場合

- a 取付又は運搬した者の作成した動産等販売、賃貸証明書（取付又は運搬と明記すること。）
- b 当該取付け又は運搬に係る納品書（写）

(フ) (イ)から(ト)以外で管轄労働局長が必要と認めるもの

0603 完了届の受理

公共職業安定所の長は、完了届、各申告書等が提出された場合は、事業所の所在地、添付書類の有無等を確認の上、これを受理するものとする。

0700 申請資格の確認

0701 雇入れ労働者の確認

イ 雇入れ日の確認

雇入れの日が、当該事業所に係る計画日から完了日までの間であることを、雇入れ労働者申告書に記入された労働者ごとに、雇用保険データ等を用いて確認すること。

対象労働者については、被保険者資格の取得年月日現在の年齢が35歳未満であることを確認すること。

ロ 住所等の確認

沖縄県の区域内に居住することについては、住民票の写し等により雇入れ日前後の住所又は居所を確認すること。

ハ 就業場所の確認

主たる就業場所の確認は、求人票の「就業場所」欄、出勤簿等又は事業主の申立書により行うこと。ただし、次の各号に留意すること。

(イ) 当該設置・整備が行われた事業所を主たる就業場所とすることを原則とするが、労働者派遣契約の下で派遣元事業主が自ら雇用する労働者を派遣先に派遣し就業させる場合、業務請負契約の下で事業主が契約先事業所において就業させる場合及び建設業において就業場所が一定しない場合は、次のとおりとする。

- a 労働者派遣契約の下で派遣元事業主が自ら雇用する労働者を派遣先に派遣し就業させる場合、又は業務請負契約の下で事業主が契約先事業所において就業させる場合

主たる就業場所が沖縄県内であれば、「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

b 建設業において就業場所が一定しない場合

主たる就業場所が沖縄県内であれば、「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

- (ロ) 対象労働者を雇い入れた後、他の事業所に出向又は配置転換した場合は「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当しないものとする。

ただし、完了日までに当該事業所において再び就業していれば「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

- (ハ) 計画書提出後、雇用保険の事業所設置届提出前に新設事業所の要員として同一事業主があらかじめ既存の事業所（事業所非該当承認の施設を含む。）に雇い入れた後、事業所設置届提出後完了日までに当該新設事業所に配置転換した対象労働者は、当初から当該新設事業所において雇い入れた者として取り扱って差し支えないものとする。

- (ニ) 新たに企業を設立しようとする場合において、当該企業設立前に他の企業の事業所において雇い入れた場合は、あらかじめ計画書提出の段階から労働局に相談を行い、当該新設企業の事業所の要員として雇い入れることが明白であり、完了日までに当該労働者を当該新設企業で雇い入れる場合に限り、当初から当該新設事業所において雇い入れた者として取り扱って差し支えないものとする。

二 研修

対象労働者を雇い入れた後、他の事業所（事業所非該当承認の施設を含む。）で研修を受けさせる場合には、完了日までに当該事業所で就業することとなっていることを原則とする。

ただし、計画書提出の段階から労働局に相談し、次に掲げる要件を満たしていれば、完了日までに当該事業所で就業しないこととなっている場合であっても「事業所の設置・整備に伴い、雇い入れた」に該当するものとする。

- (イ) 研修期間が1年を超えるものでないこと
(ロ) 研修のカリキュラムが作成されているものであること
(ハ) 原則として、過去に同様な研修を実施したことがあること

ホ 対象労働者を雇い入れた後、完了日までに離職した場合は該当しないものとする。

へ 設置・整備費用の確認

申告された設置・整備費用については、必要に応じ、総勘定元帳、現金出納簿、固定資産台帳等の帳簿、領収書等の原本を持参させることにより確認することとする。

また、必要に応じ、申告されたものが実際に設置・整備され、当該事業所の事業の用に供しているか否かについては、原則、事業所の実地調査により確認することとする。

ト 新規学卒者の雇入れの確認

- (イ) 計画日から完了日までの間に、対象労働者の他、新規学卒者を雇い入れた場合は、当該事実を確認すること。

- (ロ) 新規学卒者であることは、卒業証明書等により確認を行うこと。

0702 常用労働者が増加していることの確認

完了日における当該事業所の常用労働者数が計画日における当該事業所の常用労働者数を上回ることを確認は、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者台帳により行うこと。

なお、事業所の常用労働者の算定については、次のとおりとする。

- イ 設置・整備に係る事業所が新設の場合であって、計画日の前日において当該事業所が設置されていない場合には、計画日の前日における常用労働者数は0人とする。
- ロ 暫定任意適用事業所の事業主に対して計画日の前日当時に任意加入の認可がない場合には、計画日の前日における常用労働者数は0人とする。
- ハ それぞれの日における常用労働者数の算定に当たっては、当日を「雇用保険の被保険者資格を取得した日」とする者を含め、当日を「雇用保険の被保険者資格を喪失した日」とする者は除く。

0703 沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資することの確認

沖縄県における沖縄若年者等の雇用構造の改善に資すると判断できないものは、申請資格がないものと判断すること。

0704 申請資格の確認に係る事務処理

管轄労働局長は、申請資格の確認に当たっては、次のイからハに定める方法により事務処理を行う。

- イ 管轄労働局長は、設置・整備費用について確認し、設置・整備費用の全部又は一部について「設置・整備に要した費用」と認められないときは、沖縄若年者雇用促進奨励金事業所設置・整備費用申告書（様式第152-3-1号）の労働局確認欄にその旨及び理由を記入すること。
- ロ 管轄労働局長は、沖縄奨励金支給時における当該申請資格の確認において、申請事業所に係る事業主都合による離職の有無について0205のイ及びロに該当しないことを確認し、沖縄奨励金の申請資格があると確認したときは、完了届の処理欄に沖縄奨励金に係る申請資格確認年月日、申請資格確認番号、沖縄奨励金対象者数を記入すること。
この際、対象労働者及び新規卒者の全部若しくは一部について沖縄奨励金対象者とならない、又は対象者としないと確認したときは、完了届の備考欄にその旨及び理由を記入すること。
- ハ 当該申請資格の確認において沖縄奨励金の申請資格がないと確認したときは、完了届の備考欄にその旨及び理由を記入すること。

0705 申請資格の確認の通知

管轄労働局長は、当該申請資格の確認において沖縄奨励金の支給申請資格の有無について確認したときは、完了届に沖縄若年者雇用促進奨励金雇入れ労働者申告書・確認通知書（様式第152-2-1号）を添付して事業主に通知すること。

0800 支給申請

0801 支給申請書の提出

イ 沖縄奨励金の支給を受けようとする事業主は、算定期間が経過するごとに、当該算定期間に係る沖縄奨励金について当該算定期間の末日の翌日から起算して2か月以内に「沖縄若年者雇用促進奨励金支給申請書」（以下6(2)において「沖縄奨励金支給申請書」という。様式第153号）を公共職業安定所を通じ管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、創業間もない事業所が、前年度又は前々年度の労働保険料額が確定していないために当該支給申請の期間内に沖縄奨励金支給申請書の提出を行うことができない場合は、支給対象

期間の末日後の4月1日から年度更新（例年6月1日から7月10日）後2か月を経過する日までの期間を支給申請期間とする。

ロ 当該支給申請を怠った者は、以後支給申請をすることができないものとする。

ハ 申請書類

支給の申請は、沖縄奨励金支給申請書を提出して行うものとする。

なお、沖縄奨励金支給申請書（対象労働者専用）（様式第153-2号）及び沖縄奨励金支給申請書（新規学卒者専用）（様式第153-3号）の沖縄奨励金対象者欄が不足する場合は、沖縄奨励金支給申請書各様式欄外の枚数記載欄に記載の上、続紙として使用すること。

ニ 添付書類

事業主は、申請書に完了届（沖縄奨励金中止届を提出している事業主は沖縄奨励金中止届を併せて）、前年度に係る確定保険料申告書及び支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）を添付しなければならない。

0802 支給申請書の受理

管轄労働局長は、沖縄奨励金支給申請書が提出されたときは、事業所の所在地等を確認の上、これを受理すること。

0900 支給要件の確認

0901 支給要件の確認

管轄労働局長は支給要件の確認を行う場合、次のイからハに定める方法により確認する。

イ 沖縄奨励金の申請資格の確認は完了届によって確認すること。

ロ 支給対象期間中の雇用実績については、当該支給申請書の記載内容及び賃金台帳等の必要な書類等により確認すること。

ハ 算定期における沖縄奨励金対象者の在職期間の日数及び支払われた賃金の額については、賃金台帳、出勤簿等により確認する。

1000 支給決定

1001 支給決定通知書等

支給決定は、申請の都度、次のイからニにより行うこととする。

イ 管轄労働局長は、支給制限要件を確認し、支給することが適当であると判断し、支給を決定したときは、当該支給申請書の処理欄に支給決定番号、支給決定年月日、支給決定額を記入するものとする。

ロ 管轄労働局長は、沖縄若年者等の雇用構造の雇用開発又は沖縄県における雇用失業情勢や雇用構造の改善に資すると判断されない場合は不支給の決定を行うこと。

ハ 支給決定等の通知

管轄労働局長は、支給又は不支給の決定を行ったときは、沖縄若年者雇用促進奨励金支給（不支給）決定通知書（様式第154号）により事業主に対して通知すること。

また、申請に係る沖縄奨励金対象者の全部又は一部について不支給の決定をしたときは、当該通知書の備考欄に金額及び理由を記入すること。

ニ 完了届等の返戻

管轄労働局長は、支給（不支給）決定通知書（様式第155号）の送付と同時に支給申請書に添付された0801のニの添付書類を事業主に返戻するものとする。

1100 経過措置

1101 経過措置

雇用関係助成金支給要領の施行の日より前に提出された計画書に係る沖縄奨励金の支給については、なお従前の例による。